

## EU拡大と各国の取り組み (ハーモナイゼーション調査) (EU、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、ブルガリア、 スロベニア、ルーマニア、エストニア、ラトビア、リトアニア)

欧州委員会は2001年11月、「EU加盟候補国の加盟準備状況についての報告書（プログレス・レポート）」を公表した。2001年12月に採択されたラーケン宣言では、EU加盟国は「2004年に25カ国になる」ことが予測されている。2004年のEU加盟実現のためには、加盟候補国は、2002年中に加盟交渉を終える必要があることから、交渉の動向についての関心は高まっている。

本レポートでは、EU加盟交渉国12カ国での交渉の進捗状況に対する欧州委の評価と、それに対する各国政府、産業界の反応や今後の対応について報告する。

---

### プログレスレポートにみるEU加盟交渉進捗状況（EU）

ブリュッセル・センター

---

欧州委員会は2001年11月13日、EU加盟候補13カ国における加盟準備の進捗状況に関するプログレス・レポート<sup>(注1)</sup>を採択した。欧州委は、各国の進捗状況は順調とした上で、現在のところ10カ国が2004年に加盟可能なペースで交渉を進めていると評価している。

前回のプログレス・レポート発表（2000年11月）以後、EUは東方拡大に向けて不可欠とされたEU自身の機構改革問題を2000年12月のニースEU首脳会議において決着させた後、拡大問題を筆頭課題に据え加盟候補国との交

渉を一層加速化させる意思を明らかにした。

2001年6月のヨーテボリEU首脳会議では、加盟準備が整った候補国に対しては、2002年末までに加盟交渉を終え、2004年の欧州議会選挙に合わせて加盟させることで合意している。

2001年のプログレス・レポートにおいて欧州委は、すべての候補国においてそれぞれ加盟準備に向けた顕著な進展が見られるとした上で、経済面で遅れをとるブルガリア、ルーマニアおよび加盟交渉を開始していないトル

---

(注1) プログレス・レポート：欧州委員会（拡大総局）が98年以降毎年作成している加盟候補国の進捗状況についての報告書。

コを除く10カ国は、2004年に加盟可能なペースで準備が進んでいると評価している。他方、欧州委は、EU加盟候補国のアキ・コミュニテール<sup>(注2)</sup>を履行する能力については、なお一層の注力が必要としており、次回2002年のプログレス・レポートにおいて2004年加盟に向けた最終的な候補国を見極めたい意向である。

加盟候補各国の加盟に向けた取組みは、どの程度進展しているのだろうか。

本レポートでは、2001年11月に発表されたプログレス・レポートを基に、各候補国(ここでは10カ国)の改革進捗状況について紹介する。

## 1. 概要

第4回目となる今回のプログレス・レポートでは、前回レポートに引き続き、2000年10月～2001年9月にかけての加盟候補各国の加盟に向けた取組みの進捗状況が報告されている。従来と同様に進捗程度は、93年にコペンハーゲンEU首脳会議において設定された新規加盟のための政治・経済面での必要基準(コペンハーゲン・クライテリア) アキ・コミュニテールを履行する能力基準に基づき評価されている。また、95年のマドリッドEU首脳会議、97年のルクセンブルクEU首脳会議で強調された内容を踏まえ、加盟後にEU政策を遂行するために必要な行政能力も評価の対象として重視されている。

### 政治的基準

コペンハーゲン・クライテリアでは、加盟に必要な政治的要件として、民主主義、法の支配、人権、少数民族の尊重・保護、これらを保証する安定した制度の確立が挙げられている。

前回2000年のレポート時と比較して、民主

主義制度の強化、法支配の尊重、人権の擁護の面で、トルコを除く全ての候補国において進展が見られたと評価している。他方、司法制度改革の遅れおよび汚職問題に関しては引き続き注視が必要としている。また、トルコに対しては、最近実施された憲法改正が人権擁護面での具体的な進展に結びつくよう必要な措置を講ずることを求めている。

### 経済的基準

各国の進展状況は、コペンハーゲン・クライテリアの経済的基準「正常な市場経済の存在およびEU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力の確保」に基づいて評価された。

今回のレポートでは、経済的基準については、今回の評価期間が世界的な経済後退時期と重なったにもかかわらず、比較的堅実な成長を遂げたとして候補国一様に良好と評価している。

市場経済への移行については、候補国間でもやや程度の差が見られるものの、ブルガリア、ルーマニアおよびトルコを除き概ね適当に機能していると評価している。ブルガリアについては、市場経済が機能するまでもう一步の段階に達しているとしている。2000年の第3回プログレス・レポートでほとんど進捗が見られないと指摘したルーマニアに対しては、初めて明らかな進展が見られたと評価した。またトルコに対しては、市場機能改善は進んでいないものの、同国経済のかなりの部分は、関税同盟の枠組の下、すでにEU市場内において競争力を確保していると分析している。

進捗状況ごとに各加盟候補国を分類すると、以下の通りとなる。

- ・キプロス、マルタ：市場経済が正常に機能している。EU域内の競争圧力と市場諸力

(注2) アキ・コミュニテール：欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体。

.....

に対応が可能。

- ・チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア：市場経済が正常に機能している。各国間で経済的格差はあるものの、現在の改革施策を維持し強化すれば、短期的に、EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力が確保できる。
- ・ブルガリア：市場経済が正常に機能するのにもう一步の段階。現在の改革を完遂し、根強く残る障壁の排除に一層注力すれば、中期的に、EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力が確保できる。
- ・ルーマニア：正常な市場経済が機能しているとは言えず、EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力も確保していない。しかし、今回初めて大きな進展が見られた。
- ・トルコ：市場機能改善は進んでいないものの、同国経済のかなりの部分は、関税同盟の枠組の下、すでにEU市場内において競争力を確保していると分析している。

#### アキ・コミュニテール

コペンハーゲン・クライテリアは、加盟候補国が政治、経済、通貨の統合という目的に忠実であることを含め、アキ・コミュニテールの基準を達成することを求めている。

95年のマドリッドEU首脳会議では、アキ・コミュニテールを国内法制化するだけでなく、適当な行政・司法機構を通じて効率的

に実施する事の重要性が強調された。この点についてはその後の97年のルクセンブルクEU首脳会議、2000年のフェイラEU首脳会議でも指摘されており、早期加盟に向けて鍵となる分野と見られている。

今回のレポートでは、法整備および運営能力向上の両面において概ね良好な進展が見られたものの、なお一層の努力が必要と評価された。

なお、欧州委は、アキ・コミュニテールの基準を達成することが2004年加盟実現に向けた鍵となるとの考えから、2002年を対象に新たな支援行動計画を提案する。同計画は、既存の支援制度（専門家派遣、訓練支援、投資支援）を利用、加盟国準備支援のためのPHAREプログラムからの特別拠出金2億5,000万ユーロを含め、支援総額は10億ユーロに達すると見込まれている。

## 2. 各国別状況

以下では、加盟候補国13カ国のうち、キプロス、マルタおよびトルコを除く中・東欧10カ国について、加盟交渉項目別に進捗状況を見ていく。

なお、便宜上、交渉項目には通番（1～31）を付し、特に記述がない項目については削除した。交渉項目30と31は、交渉が未開始なため省略した。国順は、アルファベット順とした。

# Report 10 .....

## (1) ブルガリア

法整備面で順調に進展している。しかし、実施面では一層の取組みが求められる。アキ・コミュニテールの適正な運営能力確保に

向けた行政改革面での進展は、引き続き良好である。しかし、司法制度の質的向上に関しては、ほとんど進展が見られず一層の努力が必要である。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	( 具体的成果 ) ・ European Accreditationでの活動 ( 今後の課題 ) ・ 規格認証のための運営インフラの強化 ・ 市場監視システムの強化
2	人の自由移動	・ 交渉中
3	サービスの自由移動	( 具体的成果 ) ・ 金融サービス分野で、健全な銀行行政の実施
4	資本の自由移動	・ 交渉終了
5	会 社 法	( 総合評価 ) ・ 法整備で一層の進展 ( 具体的成果 ) ・ 知的および工業所有権保護に関する法的枠組の整備 ( 今後の課題 ) ・ 確実な実施に向けたさらなる取組み
6	競争政策	( 具体的成果 ) ・ 国家補助の法的枠組の実施に向けた取組みを開始 ( 今後の課題 ) ・ データ保護に関する法的枠組の構築
7	農 業	( 総合評価 ) ・ 法整備で良好な進展、実施に向けた行政能力強化が課題 ( 具体的成果 ) ・ EUにおける農業および農村地域発展のための特別計画( SAPARD ) での一部認可取得 ( 今後の課題 ) ・ 家畜植物病検査 ( Veterinary and phytosanitary inspection ) で一層の機能向上
8	漁 業	( 総合評価 ) ・ 前年に比べ進展速度は加速
9	運 輸	( 総合評価 ) ・ 法整備および実施機構創設の両面で継続的な進展 ( 具体的成果 ) ・ 同分野への投資増加
10	税 制	・ 交渉中
11	経済通貨同盟 ( EMU )	・ 新たに交渉開始
12	統 計	・ 交渉終了
13	社会政策・雇用	( 具体的成果 ) ・ 労働法制改正に向けて進展 ・ 労働査察に関する行政能力の強化 ( 今後の課題 ) ・ 無差別待遇に関する法整備 ・ 労働上の安全衛生をアキ・コミュニテールの基準に近づける

	項 目	内 容
14	エネルギー	(総合評価) ・ 法的枠組みの見直しの遅れに伴い、同分野のリストラの進展は停滞、同分野での効率性向上および民営化準備の進展を阻害 (今後の課題) ・ 原子力発電の安全性確保
15	産 業	・ 交渉終了
16	中小企業 (SMEs)	・ 交渉終了
17	科学・研究	・ 交渉終了
18	教育・訓練	・ 交渉終了
19	通信・情報技術	・ 交渉終了
20	文化・オーディオ・ビジュアル	・ 交渉終了
21	地域政策	(総合評価) ・ ほとんど進展なし (今後の課題) ・ 構造基金政策の実施に向けた準備に注力
22	環 境	(総合評価) ・ 法整備で継続的な進展 (今後の課題) ・ 実施面での取組みおよび実施に向けた予算確保
23	消費者保護	・ 交渉終了
24	司法・内務	(総合評価) ・ 法整備面では、ほとんどの分野で一層の進展、実施に向けた行政能力の強化が課題 (具体的成果) ・ 国境管理で、ある程度の進展 (今後の課題) ・ 各省庁間での協力
25	関税同盟	・ 交渉中
26	対外関係	・ 交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・ 交渉終了
28	財務管理	・ 交渉中
29	財政・予算規定	・ 交渉中

# Report 10 .....

## (2) チェコ

一層の取組みが必要な分野はあるものの、前年の評価以降、幅広い範囲で顕著な進展が見ら

(アキ・コミュニテール)

れた。行政改革では、法整備面での進捗が遅れているが、行政能力の強化に向けての取組みに関してはある程度の進展が見られた。

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(総合評価) ・公共調達を除き、進展 (具体的成果) ・規格認証機関は適当な機能を持続
2	人の自由移動	(今後の課題) ・専門資格の相互認証に関する法整備の加速化
3	サービスの自由移動	(具体的成果) ・証券委員会 (Securities Commission) の機能強化 (今後の課題) ・金融サービスの監督に対するさらに強力な規制枠組の設定
4	資本の自由移動	(今後の課題) ・既存の無記名預金制度の廃止に向けた取組みの継続
5	会 社 法	(総合評価) ・高い水準でアキ・コミュニテールと整合 (今後の課題) ・知的所有権に関して、関連省庁における監督能力の一層の強化
6	競争政策	(総合評価) ・法制では、大部分がアキ・コミュニテールと整合 (具体的成果) ・独占禁止および国家補助分野での法制度強化 ・経済競争障壁事務所 (Office for the Protection of Economic Competition) における優秀なスタッフの配置 (今後の課題) ・国庫補助では、鉄鋼および金融分野における厳格で透明性を有する強化策の実施
7	農 業	(具体的成果) ・植物衛生分野における法整備で良好な進展 ・国家農業介入基金 (State Agriculture Intervention Fund) の設立で良好な進展 (今後の課題) ・獣医学 (veterinary) 分野では、広範囲にわたるアキ・コミュニテールへの整合に向けて、一層の取組みが必要 ・農業省 (Ministry of Agriculture) の組織再構築に一層の注力
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	(具体的成果) ・道路輸送に関する法整備で一層の進展 ・空輸部門では、欧州各国の民間航空監督機関が属するJAA (Joint Aviation Authority) への加盟実現 (今後の課題) ・鉄道輸送部門での取組み
10	税 制	(総合評価) ・限定的な進展。 (今後の課題) ・付加価値税 (VAT) および消費税 (excise duty) の税率調和について取り組むべき課題が多い ・効率的な税務管理の確立に向けて、より具体的な成果が必要

11	経済通貨同盟 (EMU)	(総合評価) ・法整備において相当な進展 (今後の課題) ・中央銀行の独立性確保に向けた一層の取組み
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	(総合評価) ・法整備面で継続的な進展 (具体的成果) ・無差別待遇、労働法、職場の安全衛生に関する法整備で進展あり
14	エネルギー	(具体的成果) ・電力・ガスのEU域内統一市場への参加準備で顕著な進展
15	産 業	・交渉終了
16	中小企業 (SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	(総合評価) ・概してアキ・コミュニテールに対し十分な整合性を得ているが、新たな進展はほとんど見られない (今後の課題) ・将来実施が見込まれる電気通信の自由化に向けた技術条件の設定
20	文化・オーディオ・ビジュアル	(総合評価) ・法整備面で大きな進展
21	地域政策	(具体的成果) ・構造基金政策の将来的な実施に向けて、法的枠組の整備が進展 (今後の課題) ・担当行政機関の機能強化に向けた取組みへの注力
22	環 境	(総合評価) ・法整備面で良好な進展 (具体的成果) ・環境影響調査法 (Act on Environmental Impact Assessment) の採択
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	(具体的成果) ・査証および移民政策における法整備ならびに警察・司法間協力に関する法的枠組の強化で進展 ・シェンゲン行動計画 (Schengen Action Plan) の採択 (今後の課題) ・組織的犯罪への対策 ・国境管理について、公的経路でのチェック機能は向上しているものの、不法入国の取締りで課題が多い、特にスロバキア国境における対策が必要
25	関税同盟	(総合評価) ・アキ・コミュニテールへの整合性では、高水準を確保 (今後の課題) ・関税法典 (Customs Act) の修正案の採択
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	(具体的成果) ・内部財政管理および外部監査に関する法整備で進展 (今後の課題) ・包括的な管理システムの構築。
29	財政・予算規定	・交渉中

# Report 10 .....

## (3) エストニア

法整備、実施の両面で順調な進捗ペースを維持している。すでに、ほとんどの分野で、

アキ・コミュニテール実施に必要な行政組織を有している。今後は、行政能力の向上に一層の取組みが必要である。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(具体的成果) ・公共調達に関する法整備で進展
2	人の自由移動	(具体的成果) ・専門資格の相互認証を認める新法の施行
3	サービスの自由移動	(総合評価) ・法整備面で大きな進展
4	資本の自由移動	(総合評価) ・法整備面で大きな進展
5	会 社 法	(総合評価) ・法整備面で一層の進展 (今後の課題) ・著作権侵害および偽造品に対する取締りに対する取り組みの強化
6	競争政策	(具体的成果) ・独占禁止および国家補助に関する法整備面で大きな進展
7	農 業	(具体的成果) ・EUの共通農業政策(Common Agricultural Policy: CAP)の実施準備に向けて重要な進展 ・植物衛生分野で進展 (今後の課題) ・獣医学分野で、食品安全基準をEU水準まで底上げするために、今後かなりの取組みが必要
8	漁 業	(具体的成果) ・行政構造の再構築 ・船舶監視制度(Vessel Monitoring System)の設定に向けて取組みが継続
9	運 輸	(総合評価) ・法整備および実施の両面で継続的な進展 (今後の課題) ・鉄道部門における監視機関の役割の明確化
10	税 制	(具体的成果) ・VAT、消費税に関する法整備面で進展 (今後の課題) ・VAT、消費税に関する法整備面での継続的な取組み ・税制度上のITシステムにおけるEU側との相互接続
11	経済通貨同盟(EMU)	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	(総合評価) ・法整備面で良好な進展。今後は実施に向けて注力が必要 (今後の課題) ・社会的対話の促進
14	エネルギー	(総合評価) ・進展は限定的 (今後の課題) ・一層の行政能力の発展を図り、エネルギー市場の監視機能の強化に注力。



15	産 業	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	（具体的成果） ・EUの関連プログラムに参加
18	教育・訓練	（具体的成果） ・EUの関連プログラムに参加
19	通信・情報技術	（総合評価） ・大部分はアキ・コミュニテールへの整合を完了
20	文化・オーディオ・ビジュアル	（総合評価） ・大部分はアキ・コミュニテールへの整合を完了
21	地域政策	（総合評価） ・進展あり （今後の課題） ・加盟後の構造基金政策実施に向けて行政能力の向上
22	環 境	（総合評価） ・法整備および実施の両面で継続的に進展 （今後の課題） ・特に地域レベルにおいて、法令の確実な実施に必要な能力を構築するため継続的な努力が必要 ・環境法制の強化
23	消費者保護	（総合評価） ・法整備面で良好な進展。
24	司法・内務	（具体的成果） ・新刑法（Penal Code）の採択 （今後の課題） ・麻薬売買を含む組織犯罪対策の強化
25	関税同盟	（具体的成果） ・新たな関税法（Customs Code）の導入 （今後の課題） ・アキ・コミュニテール実施のために行政的および制度的能力の向上に注力 ・新たな関税法（Customs Code）の一層の改善への取組み ・関税制度上のITシステムにおけるEU側との相互接続
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	（総合評価） ・良好な進展が見られるものの、法整備面での一層の取組みが必要
28	財務管理	（具体的成果） ・内部財務管理で一層の進展 （今後の課題） ・外部財務管理に関する法整備
29	財政・予算規定	・交渉中

# Report 10 .....

(4) ハンガリー での進展が見られた。行政改革では、行政能力の強化に堅実な進展が見られた。  
 多くの分野において、法整備および実施面

(アキ・コミュニテール)

項目	内 容
1 モノの自由移動	( 具体的成果 ) ・ EUの新アプローチ指令 ( New Approach Directive ) に沿った法整備 ・ 欧州規格機関CENおよびCENELACの正会員資格獲得 ( 今後の課題 ) ・ 包括的市場監視システムの構築 ・ 公共調達におけるアキ・コミュニテールへの整合、透明性確保、既存ルールの厳格化 ( 特に高速道路建設において )
2 人の自由移動	・ 交渉終了
3 サービスの自由移動	( 具体的成果 ) ・ 銀行および保険に関する法整備の進展 ・ 監督当局の十分な機能発揮
4 資本の自由移動	( 具体的成果 ) ・ ほぼ全面的な自由化実施 ( 今後の課題 ) ・ 無記名口座の段階的配資を目的としたマネーロンダリング防止新法の採択 ( 現在、議会で審議中 )
5 会 社 法	( 具体的成果 ) ・ 工業および知的所有権に関する法制では、アキ・コミュニテールにほぼ整合が図られた
6 競争政策	( 具体的成果 ) ・ 国家補助規則に関する法整備で一層の進展 ・ 独占禁止および国家補助施行機関の十分な機能発揮
7 農 業	( 具体的成果 ) ・ 食品安全および獣医学分野での進展は限定的 ( 今後の課題 ) ・ 獣医学および植物衛生分野における検査処置の機能向上 ・ CAP参加に必要な組織の設立に注力
8 漁 業	・ 交渉終了
9 運 輸	( 今後の課題 ) ・ 市場アクセスに関するアキ・コミュニテールの実施に不可欠な鉄道部門の再構築
10 税 制	( 具体的成果 ) ・ VAT、消費税に関する法整備面で進展 ( 今後の課題 ) ・ 税制度上のITシステムにおけるEU側との相互接続
11 経済通貨同盟 ( EMU )	( 具体的成果 ) ・ 新法採択による中央銀行の独立性強化
12 統 計	・ 交渉終了
13 社会政策・雇用	( 総合評価 ) ・ 顕著な進展 ( 具体的成果 ) ・ 改正労働法 ( Revised Labour Law ) の採択 ( 今後の課題 ) ・ 信頼構築に向けた社会対話の実施

14	エネルギー	(総合評価) ・進展は限定的 (今後の課題) ・EUにおけるエネルギーの域内単一市場への参加に必要な法的枠組の設定
15	産 業	(具体的成果) ・Szechenyi計画の採択・実施 ・鉄鋼産業の再構築で進展
16	中小企業 (SMEs)	(具体的成果) ・Szechenyi計画の採択・実施
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化・オーディオ・ビジュアル	(総合評価) ・特に進展なし
21	地域政策	(具体的成果) ・構造基金政策の実施準備および実施組織の明確化において進展 (今後の課題) ・行政能力、財政、予算手続きの一層の強化 ・効率的な同国内省庁間の強力体制の構築
22	環 境	(総合評価) ・大きな成果があった (具体的成果) ・環境影響調査( Environmental Impact Assessment )に関する法令の採択 ・同分野における行政能力の向上 (今後の課題) ・関連省庁間での担当業務の明確な区分強化
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	(総合評価) ・大きな成果があった (具体的成果) ・査証政策、移民、亡命者保護に関する法整備の進展 ・国境管理について、越境経路の総合開発に関する戦略の採択 (今後の課題) ・追加法令の採択および既存組織の強化を通じて、詐欺、汚職、マネーロンダリング、組織犯罪に対するより効率的な対策の実施
25	関税同盟	(具体的成果) ・職員訓練および機器の近代化による管理運営能力の強化 (今後の課題) ・関税制度上のITシステムにおけるEU側との相互接続
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	(具体的成果) ・外部監査および内部財政管理で進展 (今後の課題) ・管理能力一般および内部監査部門での監査役の機能上の独立性で一層の強化が必要
29	財政・予算規定	(今後の課題) ・協調融資および複数年計画に関するEU要求水準の達成

# Report 10 .....

## (5) ラトビア

法整備面においては、ほとんどの分野で着実な進展が続いている。行政能力の強化に関

しては、行政機関の再構築に向けた施策は講じられているものの、今後一層の注力が必要である。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(具体的成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州規格に関する法整備の進展</li> <li>・ 基準認可機関の一層の強化</li> <li>・ 新市場監視委員会 (Market Surveillance Council) の運営準備完了</li> </ul> (今後の課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場監視システムの改革</li> <li>・ 公共調達分野での新法の採択</li> <li>・ 公共調達監視局 (Public Procurement Surveillance Bureau) の設立</li> </ul>
2	人の自由移動	(具体的成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門資格の相互認証に関する法的枠組の採択</li> </ul>
3	サービスの自由移動	(具体的成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに2つの機関(金融資本市場委員会 (Financial and Capital Market Commission)、国家データ監視局 (State Data Inspectorate)) を設立</li> </ul> (今後の課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家データ監視局の基礎となる法令は、一層の改善が必要</li> </ul>
4	資本の自由移動	(具体的成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券および国境を越えた銀行口座振替に関する法令の採択</li> </ul>
5	会社法	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一層の法整備が必要</li> </ul> (今後の課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遅滞している商業法典 (Commercial Code) の発効および知的・工業所有権保護への一層の取組み</li> </ul>
6	競争政策	(具体的成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家補助に関する新法採択</li> </ul> (今後の課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独占禁止および国家補助に関するルールの整備</li> </ul>
7	農業	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 獣医学・植物衛生および食品安全分野で一層の進展</li> </ul> (具体的成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業法 (Law on Agriculture) 修正案の採択</li> <li>・ 獣医薬学に関する新法 (Law on Veterinary Medicine) の採択</li> <li>・ 行政組織の再構築および強化</li> </ul> (今後の課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一層の法整備</li> <li>・ 包括的な行政管理システムなど必要な組織機構の導入</li> </ul>
8	漁業	・ 交渉終了
9	運輸	(具体的成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路および鉄道輸送分野で法整備が継続的に進展</li> <li>・ 海上輸送安全分野で、初めての成果を獲得</li> </ul>
10	税制	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一層の成果がみられた</li> </ul> (今後の課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制度上のITシステムにおけるEU側との相互接続</li> </ul>
11	経済通貨同盟 (EMU)	・ 交渉終了
12	統計	・ 交渉終了

13	社会政策・雇用	(総合評価) ・法整備で一層の進展(具体的成果) (具体的成果) ・労働法典(Labour Code)および労働者保護法(Law on Labour Protection)の採択 (今後の課題) ・職場の安全衛生分野での国家労働監視局(State Labour Inspectorate)の機能強化
14	エネルギー	(総合評価) ・法整備面で一層の進展 (具体的成果) ・エネルギー検査局(Energy Inspectorate)の設立 (今後の課題) ・電力・ガス市場自由化に関するEU指令および石油備蓄により一層の注力 ・行政機構の機能向上
15	産 業	・交渉終了
16	中小企業(SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	(総合評価) ・通信分野での法整備は、ほとんど進展なし
20	文化・オーディオ・ビジュアル	(総合評価) ・法整備面で顕著な進展
21	地域政策	(具体的成果) ・将来の構造基金の運営責任を財務省に委任決定
22	環 境	(総合評価) ・法整備面で一層の進展 (具体的成果) ・放射性物質安全センター(Radiation Safety Centre)、ラトビア環境庁(Latvian Environment Agency)の設立 (今後の課題) ・行政機構の機能向上
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	(具体的成果) ・データ保護、査証、国境管理の各分野で進展 ・シェンゲン行動計画(Schengen Action Plan)の採択 ・移民および亡命者保護に関しては、アキ・コミュニテールに整合済 (今後の課題) ・国境管理に関する運営能力および施設の機能強化を最優先 ・組織犯罪、麻薬取引、マネーロンダリング、詐欺、汚職への取組み強化
25	関税同盟	(総合評価) ・法整備および行政機構の機能向上で進展 (今後の課題) ・関税制度上のITシステムにおけるEU側との相互接続
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策(CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	(総合評価) ・進展あり (具体的成果) ・行政機構の強化 (今後の課題) ・外部監査および内部財政管理に関する一層の法整備
29	財政・予算規定	・交渉中

# Report 10 .....

## (6) リトアニア

多くの分野において、法整備面で大きな進展が見られた。各分野における進捗のばらつきも小さくなり、高いレベルに達している。

ただし、財務管理に関しては一層の取組みが求められる。行政能力の強化では、一部に行政機関の再構築の必要性は残っているものの、概ね進展が見られる。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(総合評価) ・法整備面で進展 (具体的成果) ・規格認証に関する組織強化で進展 ・公共調達局 (Public Procurement Office) の行政能力向上 (今後の課題) ・公共調達分野における法整備の一層の進展 ・公共調達局における行政能力の一層の向上
2	人の自由移動	(具体的成果) ・専門資格の相互認証分野で進展 (今後の課題) ・専門資格の相互認証分野で一層の取り組み
3	サービスの自由移動	(具体的成果) ・金融サービス分野における法整備および実施能力の強化の両面で進展
4	資本の自由移動	(総合評価) ・高い水準の自由化を達成
5	会社法	(具体的成果) ・知的・工業所有権保護分野で良好な進展
6	競争政策	(具体的成果) ・リトアニア競争協議会 (Lithuanian Competition Council) の機能強化
7	農業	(総合評価) ・構造改革で継続的な進展 (具体的成果) ・食品安全および獣医学・植物衛生分野で継続的な進展 (今後の課題) ・土地区画証明システム (Land parcel identification system) の強化 ・CAP管理機構の実践的適用 ・給付担当機関 (paying agency) の設立 ・食品安全および獣医学・植物衛生分野で、実施組織の一層の強化
8	漁業	(総合評価) ・行政能力の強化面で進展
9	運輸	(具体的成果) ・道路輸送安全、鉄道機構改革、民間航空の各分野で、法整備、実施行政能力の強化の両面において良好な進展 (今後の課題) ・監視能力の強化
10	税制	(総合評価) ・行政能力の強化で進展 (具体的成果) ・間接税に関する法整備で進展 (今後の課題) ・EU側との税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化

11	経済通貨同盟（EMU）	（総合評価） ・法整備面で顕著な進展 （具体的成果） ・中央銀行に関する新法の採択
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	（総合評価） ・法整備および実施能力強化の両面で着実な進展 （今後の課題） ・新労働法典（New Labour Code）および公衆衛生法（Law on Public Health）の採択 ・社会的対話の強化
14	エネルギー	（総合評価） ・法整備面で適当な水準を達成 （今後の課題） ・エネルギーの域内市場化への対応 ・特定原子力発電所（Ignalina原子力発電所1号機）閉鎖公約の実現 ・原子力利用における高水準の安全性確保
15	産 業	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	（総合評価） ・通信分野では、法制面である程度の進展 （今後の課題） ・規制当局の機能強化
20	文化・オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	（具体的成果） ・構造基金の管理機関に関する決定
22	環 境	（総合評価） ・法整備はほとんど完了、実施面での対応が課題 （今後の課題）
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	（具体的成果） ・国境管理の強化、関連省庁間での協調で進展 ・シェンゲン行動計画（Schengen Action Plan）の採択
25	関税同盟	（総合評価） ・法整備面で良好な進展、行政運営能力の向上が課題 （今後の課題） ・EU側との関税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	（総合評価） ・ある程度の進展 （今後の課題） ・内部財政管理に関する法令の実施に向けた行政機能強化
29	財政・予算規定	（総合評価） ・極限定的な進展

# Report 10 .....

## (7) ポーランド

前年の評価以降、法整備面で顕著な進展が見られた。行政能力の強化でもある程度の進

展が見られたが、法整備の進展と比較するとその程度は依然として小さい。

(アキ・コミュニテール)

項目	内 容
1 モノの自由移動	(今後の課題) ・規格認証分野で、法令の確実な実施に向けた行政能力の強化
2 人の自由移動	(総合評価) ・ある程度の進展
3 サービスの自由移動	(総合評価) ・継続的に良好な進展、行政能力強化でも成果 (具体的成果) ・公共調達分野における法整備で顕著な進展 (今後の課題)
4 資本の自由移動	(総合評価) ・継続的に良好な進展、行政能力強化でも成果
5 会社法	(具体的成果) ・工業所有権に関する法整備
6 競争政策	(総合評価) ・法令実施の行政能力は有するものの、実施状況は限定的
7 農 業	(具体的成果) ・食品安全分野で法的枠組み採択 ・獣医学分野における法整備面で進展 (今後の課題) ・食品安全分野で、実施に向けた派生法制定など一層の法整備および行政能力の強化 ・獣医学・植物衛生における国境検査で一層の取り組み
8 漁 業	(総合評価) ・依然として行政能力が非常に弱い
9 運 輸	(総合評価) ・法的枠組みの整備で進展、実施に向けた行政能力の強化が課題
10 税 制	(具体的成果) ・間接税率に関する法整備で限定的進展 (今後の課題) ・EU側との税制度上のITシステム相互接続に向けた注力
11 経済通貨同盟 (EMU)	(具体的成果) ・中央銀行の強化・独立性確保に向けた法整備では進展なし
12 統 計	・交渉終了
13 社会政策・雇用	(具体的成果) ・公衆衛生分野での法整備で進展 (今後の課題) ・職場の安全衛生に関する法令の確実な実施 ・労働監視局 (Labour Inspectorates) の機能強化
14 エネルギー	(総合評価) ・法的枠組みの整備で進展、実施に向けた行政能力の強化が課題



.....

15	産 業	( 具体的成果 ) ・ 鉄鋼産業の再構築で進展 ( 今後の課題 ) ・ 鉄鋼産業の再構築で継続的取組み
16	中小企業 ( SMEs )	・ 交渉終了
17	科学・研究	・ 交渉終了
18	教育・訓練	・ 交渉終了
19	通信・情報技術	( 具体的成果 ) ・ 通信分野で、既存の法令が徐々に機能開始
20	文化・オーディオ・ビジュアル	・ 交渉終了
21	地域政策	( 総合評価 ) ・ ほとんど進展なし
22	環 境	( 総合評価 ) ・ 法的枠組みの整備で顕著な進展、実施に向けた行政能力の強化が課題
23	消費者保護	・ 交渉終了
24	司法・内務	( 総合評価 ) ・ 継続的な進展あり、より一層の強化が課題 ( 具体的成果 ) ・ 国境管理で進展 ・ 組織犯罪に対応する取締り機関強化で進展
25	関税同盟	( 総合評価 ) ・ 法整備および実施能力強化の両面で注力が必要
26	対外関係	・ 交渉終了
27	共通外交安全政策 ( CFSP )	・ 交渉終了
28	財務管理	( 総合評価 ) ・ 顕著な進展あり、必要な管理メカニズムの導入が課題
29	財政・予算規定	・ 交渉中

# Report 10 .....

(8) ルーマニア  
法整備面では、前年の評価に引き続き進展が見られるが、行政能力の強化面では、進捗が遅れている。

(アキ・コミュニテール)

項目	内容
1 モノの自由移動	(総合評価) ・進展度合は限定的 (具体的成果) ・公共調達に関する新法採択 (今後の課題) ・EUの新アプローチ指令に沿った法的枠組みの採択 ・規格認証および市場監視に関する行政基盤施設の強化
2 人の自由移動	(総合評価) ・法整備面で進展は極めて限定的
3 サービスの自由移動	(具体的成果) ・保険・銀行業務監督分野で進展 (今後の課題) ・金融証券市場に関する法整備 ・個人データ保護に関する既存法の適正化
4 資本の自由移動	(具体的成果) ・マネーロンダリングに関する新法採択 (今後の課題) ・包括的な為替管理制度の制定 ・その他資本移動に関する障壁の除去
5 会社法	(総合評価) ・一層の進展あり、高水準の法整備を達成 (今後の課題) ・知的所有権監視分野で一層の注力
6 競争政策	(総合評価) ・一層の進展あり、高水準の法整備を達成 (今後の課題) ・国家補助規定および独占禁止ルールの実施能力強化に一層の注力
7 農業	(総合評価) ・改革はやっと始まった段階 (今後の課題) ・農業省 (Ministry of Agriculture) の行政能力強化 ・CAP管理メカニズムの実施能力強化 ・獣医学および植物衛生に関する検査機能の強化
8 漁業	(総合評価) ・法的枠組みの大部分がアキ・コミュニテールに適合 (具体的成果) ・漁業に関する新法採択 (今後の課題) ・法令の確実な実施に向けた行政構造の強化
9 運輸	(総合評価) ・法整備面で継続的な進展
10 税制	(具体的成果) ・物品税 (excise duties) 分野で進展 (今後の課題) ・付加価値税分野での法整備 ・EU側との税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化

11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉は未開始
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	(総合評価) ・一貫性に欠く政策のため、進展は限定的 (今後の課題) ・労働監督局の機能強化など職場の安全衛生分野での行政力の強化
14	エネルギー	・新たに交渉開始
15	産 業	(具体的成果) ・産業戦略 (industrial strategy document) の採択 ・民営化分野で重要な進展 (今後の課題) ・民営化分野で一層の注力
16	中小企業 (SMEs)	(総合評価) ・良好な進展あり (具体的成果) ・ビジネス環境向上に向けた多くの施策の導入
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	(総合評価) ・法整備面での進展は限定的、将来の改革に向けた準備作業で進展
20	文化・オーディオ・ビジュアル	(総合評価) ・進展度合は限定的
21	地域政策	(具体的成果) ・関連機関の整理で進展 (今後の課題) ・公的基金の運営管理能力の強化
22	環 境	(総合評価) ・法整備面で進展、新法の効果的な実施に向けた行政能力強化が課題 (今後の課題) ・効率的な資金供給計画の策定
23	消費者保護	(総合評価) ・法整備面で進展、実施に向けた行政能力強化が課題
24	司法・内務	(具体的成果) ・査証政策、国境管理、移民政策の各分野で顕著な進展 (今後の課題) ・データ保護などいくつかの重要分野での法整備 ・国境管理の実施能力強化および関連施設改善
25	関税同盟	(総合評価) ・法整備面で進展、運営能力の強化が課題 (今後の課題) ・EU側との関税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	(今後の課題) ・内部財政管理に関する法的枠組み構築
29	財政・予算規定	(具体的成果) ・予算策定手続分野で進展

## (9) スロバキア

法整備面で大きく進展しているが、前年の評価と同様に、進捗状況は分野ごとにばらつきがある。モノの自由移動、会社法、社会政策・雇用、関税同盟に関しては、顕著な進展

が見られた。他方、農業、地域政策、行政組織間協力の分野では依然構造上の脆弱さが残る。行政能力の強化面では一定の進展が見られたが、一層の取組みが必要である。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(総合評価) ・一層の進展
2	人の自由移動	(総合評価) ・引き続き進展は限定的
3	サービスの自由移動	(総合評価) ・一層の進展
4	資本の自由移動	(今後の課題) ・金融監督分野における行政能力の強化
5	会 社 法	(総合評価) ・法整備面で顕著な進展 (具体的成果) ・EUの欧州会社法指令に沿った法整備で進展 ・特許に関する新法採択 (今後の課題) ・商標に関する法整備 ・知的・工業所有権に関連する行政司法機関の一層の強化の継続
6	競争政策	(総合評価) ・法的枠組みの大部分はアキ・コミュニテールに整合 (今後の課題) ・国家補助分野における実施面での透明性確保
7	農 業	(総合評価) ・法整備および実施能力強化の両面で進展は限定的 (具体的成果) ・獣医学分野で顕著な進展 (今後の課題) ・統一行政管理制度 (Integrated Administration and Control System) 設立への注力 ・市場規制関連法令採択に向けた取組みの加速 ・植物衛生分野での法整備の加速
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	(総合評価) ・法整備面で一層の進展 (具体的成果) ・陸上輸送分野での法整備で顕著な進展 (今後の課題) ・一層の法整備 ・実施機構の整備など行政能力の強化
10	税 制	(総合評価) ・法整備面で進展は限定的 (今後の課題) ・付加価値税および物品税の税率に関するアキ・コミュニテールへの整合 ・EU側との税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了

13	社会政策・雇用	(総合評価) ・法整備面で顕著な進展 (具体的成果) ・労働法および男女無差別待遇に関する法整備で進展 (今後の課題) ・実施面での強化に注力、職場の安全衛生分野へ注力
14	エネルギー	(具体的成果) ・国内電力市場の大部分開放を決定 ・主なエネルギー企業の民営化を開始 (今後の課題) ・原子力発電の安全性確保
15	産 業	(具体的成果) ・民営化施策を継続、銀行業で顕著
16	中小企業 (SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	(総合評価) ・アキ・コミュニテールへの整合性では、高水準を確保 (今後の課題) ・郵政サービス分野における法整備 ・実施面での行政能力強化に注力
20	文化・オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	(総合評価) ・引き続き進展度合は限定的 (今後の課題) ・関係諸機関におけるスタッフ不足の改善
22	環 境	(総合評価) ・一部を除き法整備面で良好な進展、行政能力の強化が課題 (今後の課題) ・水質、自然保護、工業汚染、リスク管理の各分野における法整備
23	消費者保護	(総合評価) ・法整備面で継続的進展 (今後の課題) ・引き続き市場監視に関する諸機関の強化および連携確保に注力
24	司法・内務	(総合評価) ・法整備および行政機能強化の両面で一層の進展 (具体的成果) ・シェンゲン行動計画 (Schengen Action Plan) の採択 ・査証政策および警察協力 (police co-operation) 分野において進展 (今後の課題) ・法整備および行政機能強化の両面で一層の進展
25	関税同盟	(総合評価) ・顕著な進展 (具体的成果) ・関税法 (Customs Act) および関税分野での国家管理局に関する法 ( Act on State administration bodies ) の発効 (今後の課題) ・EU側との関税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	(総合評価) ・顕著な進展 (具体的成果) ・内部財務管理および外部監査に関する法的枠組みの設定
29	財政・予算規定	・交渉中

# Report 10 .....

## (10) スロベニア

法整備面では、特に、会社法、農業、運輸、エネルギー、文化・オーディオビジュアル、電気通信の各分野で顕著な進展が見られた。しかしながら、その他の分野、特に地域政策、

人の自由移動、社会政策・雇用、消費者保護の分野では進展が少ない。行政能力の強化面では、モノの自由移動、電気通信、文化・オーディオビジュアル、財務管理の分野で進展が見られた。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(総合評価) ・法整備で良好な進展 (今後の課題) ・標準化研究所(Standardisation Institute)、市場監視システムなど関連機関の機能強化
2	人の自由移動	(総合評価) ・ほとんど進展なし (今後の課題) ・専門資格の相互認証および市民権に関する法整備の加速
3	サービスの自由移動	(総合評価) ・法整備面で進展 (今後の課題) ・監督機関の一層の機能強化
4	資本の自由移動	(総合評価) ・顕著な進展 (今後の課題) ・政府設定のスケジュールに従った障壁撤廃プロセスの完遂
5	会社法	(総合評価) ・顕著な進展、法的枠組みはほぼ完成 (今後の課題) ・知的・工業所有権に関する法令の適正実施に注力
6	競争政策	(総合評価) ・新たな進展はほとんどないが、法整備面ではすでに高水準を確保、引き続き実施面への注力が課題
7	農 業	(総合評価) ・法整備面で非常に顕著な成果を達成、実施に向けた行政能力強化が課題 (具体的成果) ・獣医学、植物衛生および植物保護に関する新法採択 (今後の課題) ・CAP管理メカニズムの完成 ・獣医学、植物衛生検査の設定
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	(総合評価) ・法整備面で顕著な進展 (具体的成果) ・航空輸送、海上輸送、道路輸送の各分野における新法の採択
10	税 制	(総合評価) ・引き続き堅実な進展 (今後の課題) ・EU側との税制上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
11	経済通貨同盟(EMU)	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了

13	社会政策・雇用	(総合評価) ・進展は限定的 (今後の課題) ・雇用関係法 ( Employment Relations Act ) の採択
14	エネルギー	(総合評価) ・引き続き進展 (具体的成果) ・国内電力市場の開放に向けた準備作業で進展
15	産 業	・交渉終了
16	中小企業 ( SMEs )	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	(総合評価) ・法整備の完了および確実な実施に向けて大きな成果 (具体的成果) ・新法の採択 ・通信放送庁 ( Agency for Telecommunication and Broadcasting ) の設立
20	文化・オーディオ・ビジュアル	(総合評価) ・法整備の完了および確実な実施に向けて大きな成果 (具体的成果) ・新法の採択 ・通信放送庁 ( Agency for Telecommunication and Broadcasting ) の設立
21	地域政策	(総合評価) ・ほとんど進展なし (今後の課題) ・構造基金の実施に向けた準備作業を優先事項として加速
22	環 境	(総合評価) ・アキ・コミュニテールへの整合性では、高水準を確保 (今後の課題) ・水質、遺伝子組換作物 ( GMOs )、放射性物質管理の各分野における法整備への注力
23	消費者保護	(総合評価) ・ほとんど進展なし
24	司法・内務	(総合評価) ・ある程度の進展 (具体的成果) ・シェンゲン行動計画 ( Schengen Action Plan ) の採択 ・亡命申請手続きに関するスタッフ強化 (今後の課題) ・引き続き国境管理の実施能力強化および関連施設改善 ・不法移民センターから分離した亡命希望者のための施設設立
25	関税同盟	(総合評価) ・法整備面ではすでに高水準を確保、実施に向けた行政機能強化が課題 (今後の課題) ・EU側との関税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 ( CFSP )	・交渉終了
28	財務管理	(総合評価) ・良好な進展 (具体的成果) ・監査法 ( law on the Court of Audit ) の採択 (今後の課題) ・内部財務管理の強化に注力
29	財政・予算規定	・交渉中

( 矢倉 正人 )

## 2004年の加盟へ向けて政府は態度を軟化（ポーランド）

ワルシャワ事務所 / 欧州課

2001年は、EU、ポーランドの両者にとって大きな変革の年であった。EUにおける変革とは、2001年12月のEU首脳会議においてラーケン宣言を採択し、EU加盟国が「2004年に25カ国になる」見通しを示したことである。またポーランドにおける変革とは、2001年10月に成立したミレル政権が、交渉戦略を変更したことである。政府は加盟交渉を加速させるため、これまでに意見が対立していた「人の自由移動」と「資本の自由移動」の分野に関する態度を軟化し、両分野について暫定的な合意に達した。ポーランドは、2002年中に交渉を終え、2003年に国民投票を実施、2004年のEU加盟を目標としている。

### 1. ミレル政権の新しい交渉戦略

2001年10月に成立したミレル政権は、EU加盟交渉のスピードアップを図るため、これまでの交渉戦略を変更し、「ヨーロッパ戦略」と呼ばれる新しい交渉方針を策定した。そこでは、「人の自由移動」と「資本の自由移動」の2分野においてEU側に譲歩している。つまり、政府は加盟後のEU労働市場においてポーランドからの労働者の流入を制限することに同意し、また、EU市民による土地購入の自由化までの移行期間短縮を受け入れ、この2分野での交渉を終えた。欧州委は、政府の軟化を歓迎しているが、ポーランドの野党は、EUから適切な見返りを得ることなくEUに譲歩する行為であるとして、政府の姿勢を批判している。「ヨーロッパ戦略」は、連立政権と野党との間だけでなく、連立政権内部でも激しい論争を巻き起こしていた。政府は、今度はEU側が他の問題、主としてポーランドの地域・農家への財政援助の分野で譲歩するべきであると

考えている。

### 2. 移行期間を設定し、暫定的な合意も

「人の自由移動」については、加盟時点から労働市場の自由化を求めるポーランドと、安価な労働力が自国に大量に流入することを警戒し、一定の移行期間の設定を求める加盟国との間で意見の対立が続いていた。

交渉の結果、各加盟国の判断により、最大7年間にわたり労働者の移動の制限を認めることで合意に達した。スウェーデン、オランダ、デンマークとアイルランドは、ポーランドのEU加盟と同時に、また英国、フランスとスペインは、加盟2年後に自由移動を認めるとしている。一方、ポーランドと地理的に近いドイツとオーストリアについては、制限期間を7年間とするものとみられている。

「資本の自由移動」分野に関して、ブゼク前政権は農民からの圧力とドイツに対する歴史的な警戒感から、EU市民への農地売却に18年間の移行期間を求めていた。しかし2001年10月に誕生したミレル政権は、加盟交渉の進展を優先し態度を軟化させ、3年もしくは7年の賃貸期間を設けることを条件に、EU市民による農地購入を認めることで合意した。なお、賃貸期間なしでの農地購入は、EU加盟後12年間は禁止することで合意している。

また「環境」分野については、ポーランドはEU諸国と比較して大幅に遅れている。EUの環境基準をクリアするために必要なコストは350億ユーロを上回ると試算されているが、その半分は下水道整備のコストである。この点に関し、ポーランドは2016年初めまでにEU基準を達成することとなっているが、この他にも燃料の硫黄含有率の低減や廃棄物の



二次処理に関しても移行期間を以下のとおり設定している。

項 目	移行期間
1. 水 質：人口2,000人を超える自治体の公共下水処理	2009年～2016年まで
2. 水 質：危険物質の放流	2008年まで
3. 廃棄物：廃棄物の二次処理（梱包など）	2008年まで
4. 廃棄物：固形廃棄物の保存	2013年まで
5. 廃棄物：廃棄物取引の自由化	2008年まで
6. 大気質：病院のイオン化施設	2007年まで
7. 大気質：燃料の硫黄含有率	2007年まで
8. 大気質：燃料の揮発性成分	2007年まで
9. 環境に優しい工業技術	2011年まで

しかしエネルギー分野では、ポーランドは加盟後直ちにガス市場を自由化することとなった。交渉にあたっては、ポーランドは移行期間を設定するよう要求したが、欧州委は、当該措置は国营エネルギー会社であるPGNiGを特別に保護するものと判断し、ポーランド案に同意しなかった。

### 3．難航が予想される今後の加盟交渉

ポーランドのEU加盟交渉は、2002年3月時点で22分野について交渉を終えている。政府は、2004年の加盟実現を目指しているものの、現在交渉中の7分野（競争政策、農業、漁業、運輸、地域政策、司法・内務、財政・予算規定）については、2002年中に交渉を終了することは困難とする見方も出ている。

たとえば「農業」分野については、ポーランドの就労人口の28%、430万人を抱える産業であることから妥協が困難であり、交渉は難航するものとみられている。欧州委は、新規加盟国に対する共通農業政策（CAP）の補助金支給額について、10年間の移行期間を設け、2004年は現加盟国の25%の水準に留め、2013年までに100%に引き上げることを提案しているが、加盟交渉国はこれに強く反発している。

外国企業は、「競争政策」分野の交渉に注目している。ピエホタ経済相は2002年2月、特別経済区に進出している企業に既に付与している優遇措置を減免する可能性について言及した。投資優遇措置に関して、政府はかつて法人税の免除といった優遇措置を付与していたが、EU域内の公正な競争を阻害しているという欧州委の主張を受け入れて廃止した経緯がある。2001年1月以降は、新法を施行しEU基準に調和した優遇措置を設定していたが、それ以前に付与していた措置はそのまま適用されていた。しかし、今回の経済相の発言は、既に付与している優遇措置の減免についてであることから、既進出企業から大きな反響を集めている。

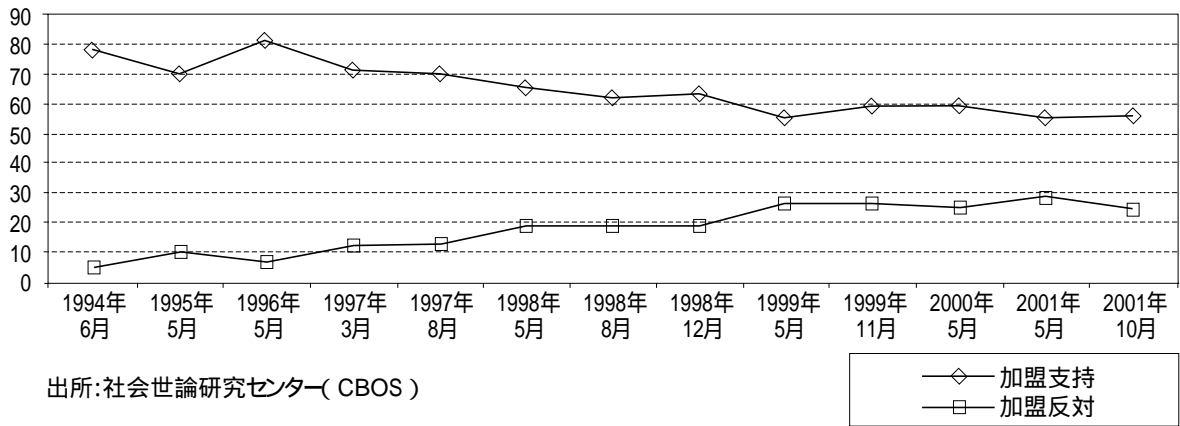
政府は、「農業」と「財政問題」を除いて残りすべての分野に関する交渉を2002年前半までには終了させる計画を立てている。この2分野については2002年後半に交渉を開始し、同年末までに交渉を終える意向である。

### 4．欧州委は法制度の整備を評価

欧州委は、2001年10月に発表したプロGRESS・レポートにおいて、他の加盟候補国を下回る経済成長率、高い失業率および多額の財政赤字についての懸念を示している一方で、法律面でのEUとの調和については、目覚ましい速度で進んでいることを評価している。2001年、議会は100を超える法案を可決したが、法整備の進展は、8（98年）26（99年）

67（2000年）と法律の可決数が増加していることから明らかである。しかし法制度の整備が進展する一方で、行政当局による法律の実施面に対するEUからの評価は低い。また欧州委は、非効率的な行政・司法制度に対しても改善を強く求めている。また、プロGRESS・レポートで指摘されたその他の課題としては、財政赤字の削減、失業率の抑制、経済成長の促進、農業の再編成、エネルギー・通信部門などにおける自由競争などがある。

ポーランドにおけるEU加盟支持率



## 5. 産業界はEU加盟によるビジネスチャンスに期待

農民党がEU加盟に声高に反対しているのとは対照的に、ポーランドの産業界は将来の加盟を支持している。しかし産業界にとって、EU加盟が直ちに利益につながるという保証はない。まず各企業は、EU加盟にあたって環境基準適用のための投資コストの増加、加盟後におけるEU企業との競争激化といった厳しい状況に直面することになるであろう。しかし、既にEU市場向けに生産活動を行っている電気機器、自動車部品、医薬品分野など一部の業界にとっては、今後の見通しは明るいとみられている。

欧州商工会議所連合(EAITC)が加盟候補10カ国の企業経営者を対象に実施したアンケート調査によると、回答者の過半数がEU加盟は自社にとって脅威ではなくチャンスであるとみなしている。25%がEU企業との競争の激化と市場における自社の地位の低下を懸念しているが、33%はヨーロッパの将来について楽観的であった。また、資本・技術へのアクセスが容易になると期待しているとした企業が半数を超えた。

## 6. 世論の過半数がEU加盟を支持

社会世論研究センター(CBOS)は、94年からポーランドのEU加盟に対する世論調査を実施している。これまでの調査結果をみると、EU加盟の支持率は減少傾向にあるものの、過半数を維持している。

2001年10月の調査では、ポーランドにおけるEU加盟支持率は56%で、不支持率は24%と前回よりも低下した。主な加盟反対派は農民層である。また欧州委が2001年10月に加盟候補国で実施した世論調査においても、ポーランドにおける支持率は54%にとどまっており、候補国全体の支持率(65%)を下回っている。

ポーランドがEUに加盟するにあたって、国民の支持は極めて重要であることから、今後政府は国民に対してより積極的な広報活動を展開する必要がある。

(佐野 浩 / 志牟田 剛)

---

## EU加盟交渉は順調に進展（チェコ）

プラハ事務所

チェコのEU加盟交渉は2001年末時点で、アキ・コミュニテール（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）31項目中24項目について交渉を終了している。政府は、残っている交渉項目（競争政策、農業、運輸、地域政策・構造基金、財政・予算など）について2002年中に交渉を終了し、2004年1月の加盟を実現したい意向である。

### 1. 政府のEU加盟交渉に対する取り組み状況

2001年末時点でチェコは、EU加盟交渉の31項目中24項目について交渉を終了している。チェコ政府は残り7項目（競争政策、農業、運輸、地域政策・構造基金、財政・予算、機構、その他）について、2002年中に交渉を終了させる意向である。全項目の交渉終了後、条約の署名・批准を経て2004年1月1日に加盟を実現させることを目指している。

2001年における加盟交渉では、同年10月に人の自由移動、同年12月にエネルギー、司法・内務の交渉が終了した。人の自由移動をめぐるのは、EU側が移行期間の設定を要求し、最長7年間の移行期間を設定できることになった。ただし、EU加盟国の中でも、スウェーデン、オランダ、アイルランド、デンマーク、スペインは移行期間を設けない方針を明らかにしている。また、ドイツとオーストリアの要求により、EU各国は新規加盟国の運送業者に対して、現EU各国内での営業を2～5年間制限できることが認められた。エネルギーについては、既に交渉が終了しているが、オーストリア国内ではチェコのテメリン原発の廃止を求める声が大きく、オーストリア政府内でエネルギーに関する交渉の再開を求める動きがあり動向が注目される。

2001年まで主要な問題とされていた銀行の不良資産問題も、2001年のコメルチニー・バンクの民営化ですべての国有銀行が民営化され、また、銀行セクターの不良債権が国の管理下にされたことにより状況が好転し、金融システムが回復しつつある。一方、国庫による不良債権の処理は財政赤字拡大の主要因のひとつになっており、マクロ経済の安定性を脅かす要因となっている。

EU法に調和させるための法制改正は目覚しく進んでいる。労働法においては、雇用条件の平等性の確保や労働安全基準に関する規定の強化が行われた。環境保護については、環境アセスメント法が制定され大きな進展がみられた。民事・刑事の訴訟手続きの迅速化を図るための法改正も進展した。2001年7月には、工業製品の安全基準についてEUのCEマーキング制度との基準・認証の相互承認制が導入された。

いくつかの交渉項目については、移行期間を設けることで欧州委員会との合意が成立している。外国人および外国人による不動産の取得については、EU側が人の自由移動について移行期間を認めたこととの見合いの形で、農地および森林については7年間、セカンドハウスについては5年間の移行期間が認められた。税制に関しては、VATについては現行の5%を2007年まで維持した後にEUの標準である15%以上に引き上げることになった。また、タバコの物品税引き上げについては3年間、住宅建設や熱供給にかかるVATの引き上げについては5年間の移行期間の設定が認められた。その他、原油および石油の緊急備蓄制度については2005年12月31日まで、天然ガスの市場自由化については2004年12月31日まで、廃棄物処理制度については

2005年12月31日まで、排水処理場建設については2010年10月31日まで、産業廃棄物対策については2012年10月30日まで、プラハ空港におけるシェンゲン協定遵守のための体制整備については2005年まで、それぞれEU基準に調和させるための措置に関する移行期間が認められた。

租税法の改正については、2002年6月に下院総選挙が予定されており、国民の痛みを伴う措置については選挙後まで期待できず、新内閣により実施される見込みである。農業問題は農業人口の少ないチェコにおいてもセンシティブな問題である。政府はEU加盟後の準備のために農業統計の整備を促進する方針である。

2001年12月のラーケンEU首脳会議では2004年に最大10カ国の加盟が可能であると確認された。チェコはこの2004年の加盟候補として確実に名を連ねている。駐チェコEU大使は、チェコは2002年中に全ての交渉を終了し、2004年に加盟を実現できるだろうという見方を表明している。

## 2. 今後の重点課題

### (1) EU加盟に向けた取り組み

チェコ経済は90年代半ば以降停滞していたが、外国直接投資の拡大とこれに伴う実質賃金の上昇および消費の拡大が牽引となって99年後半から回復傾向を示し、2000年のGDP成長率は2.9%、2001年は同3.5%と成長軌道に乗った。2002年以降も3%台半ばから4%台半ばの成長が維持されると予測されている。消費者物価上昇率は、2000年3.9%、2001年4.7%と安定しており、総体的に見て現在の経済状況は安定した成長軌道にある。

一方、このような経済の安定を脅かす要因としては、財政収支と貿易収支の赤字が挙げられる。銀行・企業部門の不良債権処理のほか、年金や医療・健康保険、教育などの義務的経費の支出が膨らんでおり、財政赤字はこ

こ数年で急速に拡大している。財務省の予測では、財政赤字は2002年に対GDP比で9.5%に達する（国営企業の民営化による収入を含まず）。社会保障制度の改革をはじめとする財政支出構造の改革を進める必要に迫られている。

また、欧米の景気減速は、貿易収支の悪化をもたらしている。特に、ドイツはチェコの全輸出の約4割を占めるが、欧州のなかでもドイツの景気減速は著しく、輸出に深刻な影響を及ぼしている。拡大を続ける外国直接投資の流入も貿易収支の面では負の影響を及ぼしている。製造業投資の拡大に伴い、製造設備の輸入が拡大しているためである。さらに、2001年来の通貨コルナ高が特にユーロとの関係で持続的に進行していることも輸出の伸びを抑える要因となっている。

国営企業の民営化については、2001年中にガス、化学工業の分野で国有企業の外国企業への売却が実施され民営化が進展したが、鉄鋼、電力、通信については進展がなく、今後早急な取り組みが必要となっている。鉄鋼の民営化について欧州委員会は、政府が提示した戦略的パートナーによるリストラプランを受け入れず、製鉄所が抱えている膨大な債務を国が引き受けて他の健全な製鉄会社に当該製鉄所を無償で譲渡するという案を要求している。しかし、欧州委の案は個別企業の債務に関して多額の財政負担をもたらすものであり、国内では欧州委の真意を疑問視する見方も少なくない。

欧州委が2001年11月に発表した「EU加盟候補国の加盟進捗状況についての報告書」（プログレスレポート）においてチェコは、公共事業の発注における透明性の確保や競争入札の導入、公務員法制定の必要性について、指摘されている。同国では現在、公務員の職務と機能を規定する公務員法が存在しない。欧州委は、公務員の身分保証や職務権限の明確化を法的に確立することにより、職務の公

.....

正性、中立性を確保し、行政の効率性を高める必要があると主張している。この要求の背景にはEU補助金の適正な執行という観点がある。欧州委は、公務員法が制定されなければEU補助金を制限することもあり得るとしている。会計検査制度の強化や地方自治体における行政能力の向上も課題である。

EU法制に調和するための法律や制度の改正は大幅に進んでいるが、今後の取り組みが急がれる事項も残っている。会社法や独占禁止法はその施行を含めてEU法に沿った内容になっていると評価されているが、知的財産権の保護に関する法については欧州委から法律の適用を厳格化する必要があると指摘されている。税制についてはEUの制度との整合性を確保できる水準には達していない。特に関税率と付加価値税率の調整が遅れている。関税法の改正手続のほか、EU各国と互換性のある関税ITシステムの導入も急がれている。また、2001年には証券監視委員会の権限が強化されたが、EU水準に適合するためには一層の権限強化が必要とされている。中央銀行の独立性の確保についても対応が求められている。

これまでの加盟交渉において積み残しになっている事項もある。人の自由移動においては資格の相互承認の問題が未解決のままとなっており、資本の自由移動においては無記名口座の取り扱いが未解決のままである。

他に欧州委から指摘されている問題としては、汚職や経済犯罪の取り締まり強化、国境管理の強化、ロマ人に対する差別の解消などがある。現在チェコは東欧、中近東、中央アジア諸国から西欧に抜ける不法入国者の主要な通過点になっている。スロバキアとの国境もそのひとつであり、政府はスロバキアのEU加盟がチェコより遅れる場合にはスロバキアとの査証免除協定の廃止も辞さない方針を表明している。ロマ人問題は中・東欧諸国に共通する問題であり、社会的に複雑な側面

を有する。ロマ人の教育水準が向上せず、社会的問題が生じている。欧州委はロマ人の高失業率に対する対策がとられていないと批判しているが、効果的な対策を講ずることは容易ではない。政府は、少数民族の権利保障に関する法律を制定したほか、人種差別反対キャンペーンの実施や新教育プランの採択などの対策を進めている。

オーストリアとドイツとの関係ではしばしば政治的な緊張が生じている。その要因のひとつはチェコの2カ所目の原子力発電所であるテメリン原発の稼働に伴うものである。特にオーストリアの環境団体やチェコ国境に近い住民が、テメリン原発の廃止を求める活動を強めている。2002年1月にはオーストリアで、テメリン原発の廃止をチェコのEU加盟承認の条件にすることを求める請願活動が行われ、有権者の15%（91万人）の署名が集まり、今後、国会審議の対象とされることになった。もうひとつの軋轢は、第二次大戦終結時にナチスドイツへの協力者として財産を没収され、市民権を剥奪されて当時のチェコスロバキアから追放されたドイツ・オーストリア系住民に対する補償問題である。追放されたドイツ・オーストリア系住民は現在、ドイツに約200万人、オーストリアに約14万人が移住している。ドイツの間では92年に善隣友好条約、98年に和解宣言が成立しているが、元住民の補償要求は消えず、チェコとの国際問題としてたびたび浮上する。オーストリアでは、極右の自由党がこの問題をテメリン問題とともにチェコのEU加盟承認に絡めるようオーストリア政府への働きかけを継続的に行われている。

## (2) ユーロ導入に向けた取り組み

EU加盟と関連して今後大きな課題となるのがユーロ導入（EMUへの加盟）への取り組みである。政府は、EU加盟について早期実現を目指しているが、ユーロ導入について

は急がないという方針を明らかにしている。政府・中銀の要人は、ユーロの導入はEU加盟の6～7年後という見方を示している。EMUへの加盟条件を定めたマーストリヒト条約では、財政赤字を対GDP比の3%以内（国有企業の民営化による収入を除く）に抑制しなければならないが、財政赤字は現在これを大きく上回っており、加盟要件の達成自体が早期には実現困難であるというのがそのひとつの理由である。これに加えて、EU各国との経済格差が縮小していない状況で独自の通貨政策を放棄することは、物価の安定を脅かすことなく持続的な経済発展を実現する上で得策ではないという判断が背景にある。

欧州委は新規加盟国の早期ユーロ導入を促進すると見込まれる。しかし、新規加盟国は様々な財政上の不安定要因を抱えているのが実情であり、経済的な観点からユーロの早期導入は必ずしも望ましいものではないという見方が少なくない。

### 3. 産業界におけるEU加盟に向けた取り組み状況

チェコにおける平均賃金は現在、月額で約15,000コルナ（約414ドル）である。平均賃金は上昇傾向にあるが、一般工の賃金で比較すればドイツの約7分の1程度の水準であり、この格差が解消されるまでには長い年数を要すると見られる。したがって、産業界におけるEU加盟後の状況に対する警戒感はそれほど大きくないのが実情である。

また、外資系企業の増加は賃金上昇要因のひとつであるが、労働生産性の向上に大きく貢献しているほか、EU市場に関する情報の拡大にも寄与している。

国内企業の大多数はEU加盟によるマイナス影響を楽観的にみており、むしろEU市場への参入が容易になることを期待している。現在、ほとんどの銀行が外国資本の下にあるため、銀行セクターでもEU加盟による影響

を問題視する見方は少ない。乗用車メーカーのシュコダ・オートは生産の約80%を輸出しており、チェコの全輸出額の約10%を占めている。同社は速やかなEU加盟の実現とともに早期のユーロ導入を望んでいる。2001年来のコロナ高の進行は輸出企業に大きな打撃を与えており、通貨の安定性を望む声は大きい。食品業界でもEU基準に合致するための設備投資が進んでいる。ガスの輸入・配送企業では、安全基準での対応は進んでいるものの、環境基準についてはEU基準に適した水準には至っていない。

EU加盟への準備や対応を進めるための専任部署や職員を抱えている企業は少なく、通常業務の一環でEU市場の動向分析やEU基準への対応が行われている。必要な情報については、EU内の取引企業や国際見本市、国際統計、セミナー、マスコミなどから得ている企業が多い。また、既に数多くの企業がEU企業の資本参加を得ており、これらのパートナーを通してEU市場に関する情報が入っている面も大きい。企業の多くは従業員のEU加盟への対応に向けた教育・訓練に取り組んでいる。従業員の外国語への対応能力は向上しており、英語やドイツ語を社内の公用語にしている企業もある。

### 4. EUのプログレスレポートに対する反応

2001年のEUの年次報告書であるプログレスレポートは概してチェコについて、「安定した経済成長と質の高い労働力を擁し、市場経済が既に機能している国であり、中期的に財政構造の改革を実施すればEU市場での競争に対応できる」と肯定的に評価していた。

政府は同報告書の評価に満足しており、2004年の新規加盟国に含まれると確信している。

一方、政界には、プログレスレポートを軽視する傾向が生じている。その理由としては、指摘事項に同国の実情や法制などの制度に関

.....

する理解が不十分でミスが散見されることがその一因である。例えば、報告書では法務大臣が裁判官を解任する権限を有しているため司法の独立性が侵害される恐れが高いと指摘されているが、実際には法務大臣はそのような権限を有していない。また、現EU諸国の利益を代表する欧州委によって作成されていること自体に対する不信感も強まっている。EU内の鉄鋼業など業界の保護や公共事業におけるEU企業の受注拡大などの思惑が背景にあるという見方が根強い。

従来からEU委員会の官僚主義と拡張主義に異を唱えているクラウス下院議長（最大野党である市民民主党党首）は、プロGRESSレポートの内容はテクニカルな事項に関する記述が多すぎると批判しており、EU拡大におけるEU諸国の政治的意図に警鐘を鳴らしている。また、市民民主党は、プロGRESSレポートの批判も賞賛も過大に評価すべきではないという立場をとっている。

2001年12月に欧州委とギャラップ社が共同で実施した加盟候補国の世論調査によると、チェコでは回答者の54%がEU加盟を支持し

ており、反対は18%だった。欧州議会について聞いたことがあると回答した者は68%、欧州委について聞いたことがある者は51%だった。また、チェコ人の多くはEU加盟準備の進捗状況に関して十分な情報が与えられていないと感じていることが明らかになった。

同国の世論調査機関が2001年11月に実施した調査では、チェコのEU加盟を支持する者は44%に過ぎなかった。27%はEU加盟を支持するか否かについて「わからない」と回答しており、無関心の度合いが高い。また、EUの政策と活動を肯定的に見ている者は回答者の3分の1に過ぎなかった。一方、外交政策においてEUとの協調を支持する者は70%に達した。チェコのEU加盟に関する国民の支持率は、以前から他の加盟候補国に比べて低い。その背景には、既に生活水準や企業活動、制度などの広範な面で「西欧」への復帰が進展している度合いが高いため、「EU加盟」という名目に対する期待度が比較的低いことが要因として大きいものと思われる。

（島山 悟）

---

## 進むEU加盟交渉（ハンガリー） ～競争政策の交渉が大きな課題～

ブダペスト事務所

ハンガリーでは、EU加盟に向けた制度面などの準備が順調に進展している。今後は、投資優遇措置、FTZ（フリー・トレード・ゾーン）など競争政策の分野でのEUとの交渉の行方が注視される。

### 1. 政府、産業界などの加盟交渉に対する取り組みと重要課題

(1) 24項目の交渉を終了、2004年加盟を目

指す

2001年末時点でアキ・コミュニテール31項目中24項目の交渉を終了している。「資本、人の自由移動」についても交渉が終わり、ハンガリー側は労働者の自由移動を加盟7年後からとすること、外国人の耕地購入も7年後からとすることで合意した。残る交渉項目は、競争政策、農業、地域政策、財政・予算規定などである。

ユルゲン・コッペン在ハンガリーEU大使は2001年11月、2002年末までに加盟交渉を終了した国にはEUへの加盟を認めたいとの考えを明らかにした。また、2001年12月にベルギーで行われたEU首脳会議では、2002年中に加盟交渉を終了すれば、2004年に加盟候補国10カ国（ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタ）に対して新規加盟を認める準備のあることを表明している。

オルバーン首相は、「EU加盟のドアのノブを回すところにまでたどりついた」と今回のEU側の決定を歓迎する一方、他国の準備の遅れが自国の加盟時期を遅らせることのないよう、また加盟が自国の不利益とならないよう準備を進めたいとの考えを明らかにした。しかし、同国の専門家のなかには、2002年のフランス、ドイツ総選挙の結果次第では加盟時期が予定より遅くなる可能性もあると指摘する者もいる。

2002年1月にEUが提案した共通農業政策（CAP）補助金の配分方法（新規加盟国向け補助金は10年かけて既加盟国と同じレベルに引き上げるとするもの）について、ハンガリーは同国を差別するものであるとして不満を表明している。

なお、同国政府財政首脳は、EU加盟後2006年にはユーロ導入を実現したいとしている。

## （2）進む制度面での加盟準備

2001年に行われた加盟に向けた制度改革の主なものとしては、金融システム（実質上の外国為替自由化、インフレターゲット制の導入、クローリングペッグ制度の廃止など）、労働法の改正、マネーロンダリング規制法の成立などである。また、工業製品の安全性に関するEU基準検査（PECA）が2001年7月、同国でも認可された。2002年4月か

らは食品に添付する表示ラベルの内容が変更され、製造者の責任がより明確になると期待されている。ハンガリー・テレコム(MATAV)による長距離、国際電話の独占は、2001年12月に終了し、すでに7社が新規市場への参入の名乗りを挙げている。電力部門では2001年12月、2003年1月から2010年の間に段階的な自由化が行われることが議会で承認され、電力市場の約35%を占める大口顧客である製造部門向け電力が自由に電力会社を選択出来るようになる。

## （3）注目される法人税等優遇措置、FTZ（フリー・トレード・ゾーン）の取り扱い

産業界で注目されているのは競争政策についての交渉である。法人税免除などの優遇措置の扱いやFTZ（ハンガリーではゾーン指定をせず、企業が個別に敷地をゾーンとして認可を受ける。生産施設と倉庫施設が指定対象）の取り扱いの今後の行方が注目されている。

外資受け入れの呼び水として有効であった優遇措置の扱いについて同国は、既に最長で2011年まで認めている。一方、EU側はEU原則に合わない優遇税制は廃止すべきとして措置の見直しを迫っており、同国との意見の隔たりは縮まっていない。政府系投資誘致機関である投資貿易促進公社（ITDH）は、政府が認めた優遇措置について、例え数年後にEU加盟を果たしても、認められた期限は有効であるとの見解を明らかにしている。優遇税制が見直しになると、新規投資誘致や既進出外資系企業への影響が懸念される。政府は、優遇措置について2002年に決着したい考えであり、交渉の成り行きが注目される。

一方、FTZについては、今後一部の企業ではゾーン指定が解かれると予想される。ただし、その時期は依然明らかになっていない。同制度も日系を含む多くの外資系企業が利用しており、透明性の高い、事前の情報公開が



強く望まれる。

#### (4) 経済界などの対応

2002年2月時点でのEU加盟に対する経済団体、政府系経済研究機関の反応は次の通りである。

ハンガリー自動車部品工業会 (MAJOSZ)  
ボクダノビツ事務局長

同国のEU加盟は2004年が現実的である。工業会では加盟に向けた準備をすすめ、2000年にはCLEPA (European Association of Automotive Suppliers) に加盟した。競争を乗り切るためには、一層高度な製品作りが必要となる。工業会メンバーで加盟に前向きなのは80%。準備としては情報ネットワークを開発し、サプライヤーネットワークの確立などが必要。

ハンガリー機械工業会 (MAGOSZ) モチャニ事務局長

加盟時期は早ければ早いほどいい。EUの資料によると、同国の生産性はEU平均の58% (ポルトガル55%、ギリシャ72%) で、同国機械製造部門はすでにEU加盟レベルにあるといえる。加盟への期待としては、技術開発面での資金援助が受けられることである。熟練労働者不足でその育成が急務となっている。政府は、大学など高等教育機関への支援だけでなく、技術者育成に向けた支援も行うべきである。準備が必要な点としては、環境対策、情報ネットワーク作り (規格・基準、技術、言語、入札など) などである。

#### (5) 市民の反応等

民間経済調査会社Kod Economic and Media Research Instituteが行った2001年12月の調査によると、EU加盟に前向きな市民は回答者の49%で、収入の増加を期待してい

る声が多い。加盟後、雇用機会が増えると期待している回答者は全体の78%となっている。また、EUによる同年12月の調査によると、ハンガリーでは回答者の70%がEU加盟に賛成、反対派10%で、EUに対するイメージでは、51%が良いと答え、31%が中立、12%が否定的であった。

## 2. プログレス・レポートに関する評価、反応

### (1) おおむね前向きな評価

EU加盟候補国の加盟準備状況に関する欧州委員会の年次報告書 (プログレスレポート) が2001年11月13日に発表された。同レポートでハンガリーは、人権擁護、少数民族対策、市場経済化、マクロ経済運営、環境法の整備など多方面での進捗が評価された。しかし、ステータス法 (周辺諸国のハンガリー系住民の支援を定めた法律) に関わる周辺諸国との関係や、国有TV放送局 (M1, M2) 経営陣の人選問題 (与党寄りといわれる人員で固められている) 財政政策、一層のインフレ対策や犯罪対策、大きな進展の見えない社会保険・年金基金改革については、適切な対応を求められた。

同レポートについてオルバーン首相は、好意的に受け止める一方、外部から自国の国政を評価されることに不満の意を表し、「批判を受けた個所については対処しなければならないが、その中には西欧諸国にも該当するものがある」として、すべての批判が妥当ではないとの考えを示した。また、「レポートの最後に書き忘れていたことがある。明日朝、ハンガリーはEU加盟が認められるというくだりだ」と述べ、早期加盟実現に自信の程を示した。

ヴァルガ財務相は、経済・金融部門の評価が2000年より良かったことを歓迎した。現在外資系製造業などが適用を受けている法人税優遇措置の取り扱いについては、正式

加盟までは現状を維持したいとの考えを明らかにした。

## (2) ハンガリーに関するプロGRESS・レポートの主な内容

政治的分野は民主主義、法の支配、人権、少数民族対策で改善が見られ、加盟基準を満たしている。

行政改革分野は、行政サービスの強化、効率化、給与の改善なども前向きな対応が見られた。

司法分野では、事務処理へのITの導入、訴訟手続きの改善、組織改革を行い、裁判所の効率化に進展が見られた。しかし、最高裁判所の業務過多は続いており、下級裁判所を含む司法組織に機能低下が生じている。汚職対策は、資産公開や刑罰の強化に関する法律が整備された。しかしより一層の前進が必要。

人権・自由分野では、難民収容に関する手続きの迅速化や施設に改善が見られた。しかし警察官による不当な取り締まりや公共放送の運営方法は、改善や解決が求められる。

ロマ人への対応では、教育、雇用、社会政策、法的保護、文化面での支援を行った。しかし差別の撤廃や関連法の完全な履行が望まれる。また、ロマ社会の一般社会への融合を進める必要がある。

市場経済は機能しており、将来的にはEU域内での競争圧力などに対応できる力を持つものと思われる。

マクロ経済は堅調に推移しており、拡大する投資、低下する失業率、良好な経常収支バランスが経済成長を支えている。為替政策の変更により、インフレ改善が進んでいる。2001年に財政負担が増加しており、不透明な財政支出や年金・社会保険制度改革の遅れは、健全な財政の整備の妨げになる。インフレ対策には健全な財政運営が

必要。また社会保険制度改革は早急に着手が必要。

域内市場への準備は進展が見られた。物の自由移動については既に欧州基準（CENやCENELEC）への参加要件を満たしている。高速道路など公共調達・工事は透明性が必要。サービス、銀行、保険関連法整備や資本移動もほぼ自由化された。欧州委FATF（Financial Action Task Force）の勧告を受けた形で、マネーロンダリング対策法の整備が進んでいる。企業法分野では、工業・知的財産権はEU基準に達している。また競争政策も準備が進み、反トラスト関連機関は十分に機能している。

VATおよび物品税の税率調整は課題。税務関係部門の電子データをEU諸国と交換するシステムは開発が必要。関税分野は、訓練や新設備の導入によって事務能力の向上が見られた。経済や金融同盟分野では、中央銀行の独立性が法的に確立された。工業政策並びに中小企業分野では、新経済政策セーチェニー計画が改善に寄与した。

環境分野では、特に水、廃棄物、産業廃棄物管理、化学物質や放射性物質に対する危機管理、環境評価関連法の整備が進んだ。関連分野の行政能力は強化されたが、関係省庁間の効率的な業務分担が望まれる。

農業分野では食品安全と畜産衛生面で進展が見られた。欧州共通農業政策（CAP）への参加のためには、国内関係機構の整備など、一層の努力が求められる。運輸分野では一層の法整備が望まれる。鉄道部門でのリストラも必要。またエネルギー分野は、域内市場参加に向けた法整備が必要。視聴覚分野は特に報告事項はない。

社会政策と雇用分野では、労働法の改正が大きな進展だった。

地域政策では、関連基金設立準備などで進展があった。しかし、行政能力、財政・予算手続きには改善が求められる。

電気通信に関する法整備状況は引き続きフォローが必要。

司法・内務分野は、査証政策、移民、難民対応で進展が見られた。詐欺、汚職、資金洗浄に対処する法律、組織の強化が必要。国境管理は改善が見られた。

共通外交・安全政策では、周辺諸国のハンガリー系住民を厚遇するステータス法はEU基準に矛盾しており、周辺諸国との合意が求められる。

金融監督では監査部門などで整備が進んだ。しかし、行政能力や監査人の独立性は改善が必要。財政、予算準備分野では、社会の要請に沿った融資や複数年事業計画の実現が必要。

補助金コントロール、オーディオ・ビジュアル、市場監視、運輸、農業分野において、一層の行政・司法能力の強化が望まれる。またEU補助金を健全かつ効率的に管理する機関の創設が求められる。

農業、オーディオ・ビジュアル、物の自由移動、競争政策以外の分野で、短期的に解決すべき課題への対応が進んだ。また中期的課題では、社会政策、雇用、環境、司法内務の各分野で進展があった。

### 3. ビジネス環境の変化

(1) 高まる賃金コスト、懸念される労働不足  
優遇措置、FTZの扱いは、同制度を利用している企業にとって不安材料といえる。さらに懸念されているのが賃金上昇、労働力不足だ。政府は2001年に最低賃金を40,000フォリント、2002年に50,000フォリントに引き上げた。シンガポール系委託加工生産フレクトロニクス社は、労働コストが上昇するなか、相次ぐ最低賃金の引き上げは、ハンガリーでのビジネスに影響を与えるものと話している。

バルガ蔵相は、労働コストが高まる中、経済成長を維持するためにはステータス法を通

じて周辺諸国の低賃金労働者を雇用するのが適当であるとの考えを示しているが、将来的には周辺諸国においても労働コストが上昇する可能性は否定できず、ステータス法が導入されても、別の新たな対応策が必要になるであろう。

2002年1月に公表されたドイツ・ハンガリー商工会議所合同で在ハンガリー・ドイツ製造業の実態を調査した「外資系企業スタッフ、マネージャーの賃金調査2001/2002」によると、上昇する賃金コストと熟練工の不足からハンガリーの競争力低下が懸念されると報告している。失業率が高い地域でも非熟練工の割合が高く、技術者養成プログラムの実施が必要としている。外資系企業は、全国平均の15%増しの賃金を従業員に支払い、2002年に企業は10%のベースアップを予定しているが、高い賃金にもかかわらず熟練工不足は改善されない。

#### (2) 日系企業の対応

日系企業は、域内ローカルコンテンツをクリアするため、現地調達率向上に向け、地元部品企業の発掘、育成を積極的に展開している。地元で調達が困難な場合は、日系企業への進出要請なども行っている。製品によっては安いアジア製品と競合する場合があり、コスト削減に向け、業務の効率化はもちろん、マネジメントの現地化に取り組む企業も見られる。

同国ではEU加盟に向けた法制度が度々変更されるため、企業はフォローに苦勞している。その需要に対応するため、アンダーセン、デロイト&トウシュ、KPMGは日本人会計士を配置し、法務、税務などの業務サービスを展開している。日本人弁護士を配置する米系弁護士事務所もある。

(本田 雅英)

## 2002年内の交渉終了を目指す（スロバキア）

ウィーン・センター

スロバキアは2001年の1年間で、順調にEU加盟交渉を進めた。国民の強い支持のもと、政府・産業界が積極的にEU加盟交渉を進めている。

### 1. 政府、産業界の加盟交渉に対する積極的取り組み

#### (1) 2004年加盟を目指し優先課題を再整理

スロバキア政府は、99年12月に策定された「加盟のためのパートナーシップ」と2001年6月に策定された「EU加盟に向けた国家プログラム」に基づいて、着実に法整備および制度改革を実行してきた。そして2001年11月の欧州委員会「プログレスレポート」および同月改訂の「加盟のためのパートナーシップ」を受けて、2002年1月に「2004年EU加盟に向けた238の課題」として、今後の具体的な取り組みに当たっての優先課題を再整理した。

#### 残る交渉分野は9項目

コペンハーゲン基準のうち「EU法適合」（EUの政治、経済、通貨統合の目的を支持し、メンバー国としての義務を果たせること）については、2001年末現在、スロバキアは31の交渉分野のうち、22分野について交渉を終了させている。2001年の1年間で、モノ、人、サービス、資本の自由移動4分野を含め、会社法、経済通貨同盟、社会政策および雇用、エネルギー、通信および情報技術、環境、関税同盟、金融管理の計12分野の交渉を終結させた。ちなみに、スロバキアに2年先んじて交渉を開始しているチェコが24、ハンガリーが24、ポーランドが20の項目について交渉を完了しており、交渉終了分野数に関しては、スロバキアはこれら他のV4（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの中欧4カ

国をヴィシエグラード4、V4と呼ぶ）諸国と遜色のない水準となっている。

2001年の交渉において、スロバキアはいくつかの分野で「移行期間の設定」という条件付きで交渉を終了することに成功している。例えば、資本の自由移動のうち、農村や森林の外国人による土地取得は7年、外国人によるセカンドハウスの取得は3年の移行期間が設けられた。エネルギー分野では、緊急時供給原油90日相当の備蓄義務について2008年までの移行期間が設けられた。環境分野では、下水処理項目で2015年のほか、既存石油備蓄設備からの揮発性物質抑制、大規模燃焼設備の大気汚染、包装関連など計7項目について移行期間が設定された。一方で、労働の自由移動についてはEU側から移行期間の要請があり、国ごとに個別交渉することとなっていたが、スウェーデン、アイルランド、オランダ、デンマーク、スペイン、ポルトガルはEU加盟時点から完全自由化を受け入れ、旧東欧諸国からの移民に対して最もセンシティブなドイツ、オーストリアについては最長7年の移行期間が設定された。

残る交渉分野は、競争政策、農業、運輸政策、税制、地域政策および諸機構の統合調整、司法および内務、財政および予算規定の計7項目である。これらについても、相応の移行期間の設定を中心に、交渉が進められる見込みである。運輸政策では道路市場開放について、EU側から2年間の移行期間要求があり、2001年12月の交渉終了をスロバキア側が拒否している。一方、スロバキア側からは、農業は5項目に関して3年間、税制についてはタバコや熱供給のVAT、電気・ガス代の値下げ等6項目について5年間、それぞれEU側に対し移行期間の設定を

要求している。

政府は2002年内の交渉終了を目標にしており、この目標どおりに交渉が進めば、国内法のEU基準への適合はクリアできる見通しではあるものの、今後はこれらの国内法の整備のみならず、法律の執行、行政の管理能力に欧州委の関心が集まると考えられ、行政スタッフの充実も緊急の課題となっている。

#### 政治基準～汚職撲滅と少数民族問題が課題

「政治基準」(民主主義、法治主義、人権および少数民族の保護などを保証する安定した制度を整えていること)については、議会は2001年2月に、一部国家主権をEUに移譲するとともに、EU法を国内法より高位に位置付け、また司法の独立、地方分権、人権保護などに関する機構の整備を盛り込んだ改正憲法を採択した。この改正憲法により、EU法の円滑な国内法への導入が可能となった。これを受けて99年改訂の「加盟のためのパートナーシップ」で指摘されていた「行政機構の地方分権化と近代化」を進めるために、政府は8つの地方自治体に関する法律を次々と制定し、2001年11月には、初めての地方自治体の議会および首長選挙を実施するなど、順次権限と予算を地方自治体に移譲している。2001年7月には国家公務員の職務、採用、報酬などを規定した国家公務員法を制定している。また、国家安全保障政策については、野党の支持も得て、EU、NATO加盟を目指した「国家防衛戦略」を議会で採択しており、こうした外交努力もEU側に高く評価されている。

2000年の欧州委のプログレスレポートに引き続き指摘された、汚職撲滅とロマ人少数民族人権問題は、いまや政治分野における最大の課題となっている。このうち、汚職撲滅については、今後利権問題に関する法的整備を進めるとしている。また、ロマ人少数民族

人権問題については、教育および居住環境の改善を進めるとともに、人権保護を監視する部局を設立し、監視を強化するとしている。

#### 経済基準～マクロ経済の安定化にEUから高い評価

「経済基準」(市場経済が機能しており、EU産業に対抗できる競争力を持つこと)については、スロバキアのマクロ経済の安定化についての取り組みが、欧州委から高く評価されており、政府は今後もマクロ経済の安定化策を、財政政策および金融政策により継続的に実施するとしている。財政収支の改善に向けては、減税による歳入減に見合うべく、社会保障政策改革、各種補助金の削減や鉄道をはじめとする国営事業部門のリストラを実行していくとしている。また、中期的課題ではあるが、労働市場の流動化と教育改革による人材育成、社会保障負担の軽減等を通じて、高失業率と地域間経済格差の解消にも取り組むとしている。

政府は、財政収支の改善および市場競争力の強化を目的に、国営企業の構造改革と民営化に積極的に取り組んでいる。2000年12月に国内最大手のスロバキア貯蓄銀行(SLSP)がオーストリアエルステ銀行に株式の87%を売却して民営化したのに続いて、2001年11月には国内業界2位のスロバキア商業銀行(VUB)がイタリアIntesaBCIに株式の94%を売却、また、スロバキア投資銀行(IRB)がハンガリーOTPに株式の92%を売却、イストロバンカも82%をオーストリアBEWAGに売却して、それぞれ外資による民営化を実施している。保険業界についても、国内最大手のスロバキア保険(SP)の株式の91%をドイツのアリアンツに売却することが決定している。現在、最後の国営銀行となったスロバキア郵便銀行(PB)の民営化も、2002年内完了を目標に進められている。

これら大手国営金融機関の外国資本への売

却により、金融業界の構造改革が大きく進展し、国内金融市場の発展、活性化が期待される。2002年は、さらに、スロバキアガス（SPP）や地域配電会社などエネルギー国営企業の民営化が課題になっている。

## （2）産業界も積極的にサポート

現在、スロバキア商工会議所では、スロバキア欧州統合閣僚会議への助言機能を有する欧州統合ワーキンググループへの参加を通じてスロバキア産業界のロビー活動を進めるとともに、会員企業向けへの情報提供を積極的に行っている。2001年6月には、欧州経済社会委員会（ESC）と合同で、「EU スロバキアジョイント諮問委員会」を設立し、非政府組織間で経済、社会面での連携を深め、EU加盟促進をサポートしている。また、EUとの間で相互にミッションを派遣し、交流を図っている。

## （3）EU加盟への展望

### 2004年加盟が目標

98年にポーランド、チェコ、ハンガリー、エストニア、スロベニア、キプロスの6カ国が、EU加盟候補国第一陣（ルクセンブルク・グループ）として加盟交渉を開始しているのに対して、スロバキアはラトビア、リトアニア、ルーマニア、ブルガリア、マルタとともに、EU加盟候補国第二陣（ヘルシンキ・グループ）として、2000年になってようやく加盟交渉をスタートさせている。以来、加盟候補国第一陣入りがスロバキアの悲願であったが、2001年11月の欧州委によるプログレスレポートで「2004年に10カ国までの新規加盟が準備される」ことが明記されたことで、スロバキアは、事実上、加盟候補国第一陣の仲間入りを果たしたと言える。

スロバキア政府は、2002年内にすべての交渉分野で加盟交渉を終え、2002年12月のコペンハーゲンサミットで加盟承認されたいとい

う意向を持っている。2004年6月に予定されている欧州議会選挙に参加して、加盟第一陣として2005年に正式加盟を果たしたいとの意思を、政府首脳もあらゆる機会を通じて表明している。

### 懸念される2002年9月選挙の影響

スロバキア議会の2002年9月の総選挙を控え、スロバキア政府は一貫してNATO加盟とEU加盟を外交の最優先課題に位置付けることをコミットしているが、EU側からは、メチアル前首相の返り咲きがEU加盟交渉を遅らせる可能性があるとの懸念が表明されている。メチアル氏は1994年から98年まで民主スロバキア運動（HZDS）党を率いて政権についたが、EU側から民族主義的政策が非民主的であるとされて、97年のルクセンブルク・サミットで他のV4諸国が加盟候補国第一陣に指名されたのに対して、スロバキアは第2陣の扱いを受けて、2000年になってようやく加盟交渉を開始することができたという経緯がある。

こうしたEUの懸念に対し、スロバキア政府は選挙前にできるだけ多くの加盟交渉を終了し、EU加盟を確実なものにしたいという意向を示している。

## 2. プログレスレポートを高く評価

### （1）政府はレポートの評価を歓迎

カドレチコヴァ欧州統合担当副首相は、「欧州委に指摘された問題点を法的に整備する必要を認識しており、特に汚職の撲滅に全力を挙げる」として、プログレスレポートにおいて指摘された問題点は認めつつ、「いままでで最高の評価であった」と歓迎するコメントを発表している。また、フィゲル外務副大臣は、V4諸国のEU加盟進捗状況に触れ、「スロバキアは2年遅れの交渉開始のハンディを克服し、加盟交渉という意味ではV4諸国に追いつき、2004年加盟に向けて、着実に

改革を進めている」と発言、第一陣加盟への強い自信を見せた。さらに、EUに派遣されているミガシュ・スロバキア代表は、「EU加盟交渉は順調に進んでおり、モノの移動、会社法、社会政策、関税同盟、金融管理などの分野で高い評価を得た。一方で、われわれが問題点として指摘された、汚職、ロマ人問題に加え、財政赤字、高失業率問題の解決を急がなければならない」と発言している。

一方、EU側のコメントとしては、ロヘル在スロバキア欧州委特使が、「スロバキアが2001年の改革を通じて、他のV4諸国と肩を並べるところまで交渉を進めたことは賞賛に値する」と発言している。

## (2) 国民もEU加盟に高い支持

欧州委統計局(Eurobarometer)によると、2001年12月のスロバキア国民のEU加盟支持は66%で、加盟候補12カ国の平均58%を大きく上回った。反対はわずか11%で、EU加盟の気運が国民の間にも広がりつつある。2002年1月に民間調査会社MVKが実施した世論調査でも、EU加盟賛成が81%にのぼり、2001年5月の調査結果の71%を大きく上回った。なお、産業界からは今回のプログレスレポートに関して特段のコメントは発表されなかった。

## 3. ビジネス環境は好転

### (1) ビジネス環境の整備が進展

貿易面では、通関手続き等がEU法に適合するものとなることで、EU圏との貿易に関し、手続の簡素化・透明化が期待されるとともに、EU圏外(第3国)との貿易に関しても、EU関税率への適合の過程で、工業製品の関税が軽減されることから、これら第3国からスロバキアへの輸出環境は好転する。投資についても、EUおよびOECD加盟国からの不動産取得の解禁や投資優遇策の整備により、投資環境は好転しつつある。また、会社

関係法、労働関係法等の整備により、現地での事業活動の展開に当たってのリーガルリスクが軽減されることが期待される。

環境政策など、EU基準への適合により、コスト増が想定されるものもあるが、スロバキアについては、EUから長期間の移行期間が認められており、比較的緩やかなビジネス環境変化になると考えられる。

ビジネス関連の主な法整備状況は以下のとおりである。

### 会社関係法改正

会社法は2001年10月に議会を通過し順次施行されている。これにより、EU加盟時から、EU内に拠点を置く企業は、スロバキアに支店あるいは住居をもたなくとも、経済活動が許可されるようになる。また、少数株主の保護、買収・企業合併に関する手続きも定められている。産業および知的所有権の分野でも、2001年10月に特許法が議会を通過し、スロバキアがEU特許権条約に加盟する2002年7月に施行される予定である。この特許法は、EU特許制度に基づき、バイオ工学や医薬品、植物保護に関する発明などの特許についても定めている。

また、2002年2月から改正破産法が施行され、「破産」の概念について「2者以上の債権者に対して債務不履行となった時点で、債務者は破産したものとみなす」と厳格に定義されることとなった。これにより、債権者の保護と円滑な事業の再建が図られることが期待されている。

### 外国企業の不動産取得も可能に

EUあるいはOECD加盟国の事業者は、事業運営のための不動産取得が2001年1月から可能となった。また、2000年11月から国内非居住者の証券取引も解禁されている。

## 法人税、個人所得税の減税

法人税は、2002年1月から従来の29%から25%に減税され、個人所得税も従来の7区分から5区分に簡素化され、最高税率42%が38%に、最低税率12%が10%にそれぞれ軽減された。2003年1月からは、減価償却期間の短縮を含む法改正が予定されている。

## 労働法改正へ

労働法が2002年4月から改正される予定で、これにより、臨時従業員の雇用ルールについて、最大3年間の雇用が認められている臨時従業員の雇用契約が終了してから、12ヵ月間は雇用契約の期間延長や繰り返しの雇用契約締結が禁じられることとなった（ただし季節労働者は除く）。

また、労働者の権利保護の観点から、就労時間を週40時間と定めるとともに、複数の雇用主に従事する場合も就労時間が週48時間を超えてはならず、年間基準外就労時間を150時間以内にする事が定められた。さらに、雇用者が被雇用者による労働組合設立を支援することが義務付けられた。

## 国内関税法の改正と関税引き下げ

スロバキアの関税分類や手続きをEU法と合致させるため、2001年7月に、国内関税法が改正された。その他、2001年1月に、輸入課徴金が廃止された。また、2002年1月からは、航空関連部品の輸入関税を廃止、医療関連製品の輸入関税を一部引き下げ、旅行者などが所持する非営利商品の輸入関税を4%に統一する等、制度整備が進められている。現在スロバキアの平均関税率は9%、そのうち農産品目13.7%、漁産品目5.9%、工業品目8.1%であるのに対して、EU平均はそれぞれ、6.3%、16.2%、12.4%、3.6%となっており、EU加盟時点までにEU関税率に合わせていく必要がある。

## (2) 投資優遇策を見直し

スロバキア政府は、1999年4月にタックスホリデー（法人税免除）を含む投資優遇策を導入している。その後、外国投資比率を引き下げた同修正法が2001年1月に発効している。さらに、この従来法と修正法の2法に加えて、タックスホリデー10年を含む新投資促進法が2002年1月から発効し、現在3つの法律（条件の異なる投資優遇政策）が併存している。

### 従来法

従来の投資優遇策は、以下の条件を満たす企業の法人税を、課税対象となった時点から5年間にわたり全額免除（タックスホリデー）とし、さらにその5年間に500万ユーロ以上を再投資した場合、続く5年間は法人税が50%減免されるというものである。

### （タックスホリデー条件）

- ・基本資産の75%以上が外国資本であること
- ・2003年12月までにスロバキア国内に設立された法人であること
- ・製造業あるいは指定サービス業（旅行業、システムプログラミング、ソフト開発）であること
- ・製造業の場合は、製品の60%が輸出されること
- ・製造業で500万ユーロ以上（失業率15%超地域では200万ユーロ以上）、指定サービス業で150万ユーロ以上を金融資産として株式投資すること

### 修正法

上記の従来法に対して、2001年1月に施行された修正法は、外国資本比率を75%から60%に引き下げ、製造業の輸出の条件を撤廃している。また、最低投資額を製造業で450万ユーロ（失業率10%超地域では300万ユーロ）に、指定サービス業で200万ユーロにそ



.....

れぞれ引き下げている。また、その5年間に450万ユーロ（失業率10%超地域では300万ユーロ）以上の追加投資を行った企業に対して、続く5年間は法人税が50%減免される。

#### 新投資促進法

2002年1月に施行された新投資優遇法は、外国資産比率条件を撤廃（外国企業と国内企業を平等に扱う）、タックスホリデー（法人税100%返還）適用期間を今までの5年間から最長10年間適用、事業拡大を目的とした追加投資にも適用、雇用創出に対する補助金制度の創設（新規雇用者1人あたり16万スロバキア・コルナ〔SKK〕までの補助金を支給）というのが主な特徴である。本法の対象として申請可能な企業の要件は以下のとおりである。

- ・最低投資額は4億SKK（約900万ユーロ）、ただし、失業率10%以上の地域ではこれら条件金額が半分（約450万ユーロ）となる
- ・GDPがEU平均の75%以上の地域は適用外（2001年5月現在ブラチスラバのみ）

- ・売り上げの80%以上が製造業あるいは指定サービス業によるもの

新法では法律的な条件を満たす企業に対して、個別に政府が申請内容を査定し、適用期間や補助金額などが決定されるという内容になっている。なお、この新法が施行されても、従来の方針に基づく投資優遇策は引き続き有効である。

この新法は高失業率地域解消や工業団地促進を目指しており、地域開発を目的とする国庫助成はEU法（競争政策、産業政策）に沿ったものとしてスロバキア政府は位置付けて、最長10年間の優遇政策はEU加盟後も継続されるとしている。

一方、上記の新投資優遇法とは別に、工業団地設立支援を目的とした工業団地促進法が2001年6月に施行されている。これは、工業団地取得のために、国庫から地方自治体に対して、インフラ整備建設資金（土地リース、技術施設）の7割までの助成金を交付するもので、すでに開設済みの工業団地にも適用可能である。

（小幡 成雄）

# Report 10 .....

(参考)

## スロバキアEU加盟に向けた歩み

年月	スロバキアの動き	全体・周辺国の動き	備考
49年 52年		北大西洋条約機構 (NATO) 発足 欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 発足 加盟国 6 カ国。(フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク)	
57年 3月 58年 1月		ローマ条約調印 欧州経済共同体 (EEC) 発足 欧州原子力力共同体 (EURATOM) 発足 ヨーロッパ共同体 (EC) 発足。	EEC、EURATOM設立、共通市場形成に向けた宣言(関税同盟、共通農業政策等)
67年 68年 7月 73年 81年 85年 89年		関税同盟達成。 イギリス、アイルランド、デンマークEC加盟。 ギリシャ加盟。 スペイン、ポルトガル加盟。 「対ポーランド・ハンガリー経済再建援助計画 (Phare)」構想	EC加盟国 9 カ国 EC加盟国 10 カ国 EC加盟国 12 カ国
91年 12月	チェコスロバキアとして連合協定に調印	ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキア 欧州協定 (連合協定) 締結	諸制度のEUへの適合
92年 2月 93年 1月 93年 6月		マーストリヒト条約 (欧州連合条約) 調印。 欧州統合市場 (EC) 実現。(85年の単一議定書) コペンハーゲンサミットでPHARE計画のインフラ整備分野への適用を容認。	
93年 6月		コペンハーゲンサミット 政治的基準 (民主主義、法治主義、人権および少数民族の保護などを保証する安定した制度を整えていること) 経済的基準 (市場経済が機能しており、EU産業に対抗できる競争力をもつこと) EU法適合 (EUの政治、経済、通貨統合の目的を支持し、メンバー国としての義務を果たせること)	加盟に必要な基準 (Copenhagen Criteria) 採択。
93年 10月 93年 11月	スロバキアとして連合協定に再調印	欧州連合 (EU) の誕生。(マーストリヒト条約 = 欧州連合条約の発効)	91年 12月にチェコスロバキアとして調印。 93年 1月の分離独立により再調印。
95年 1月 95年 2月	連合協定全体が発効	オーストリア、スウェーデン、フィンランドが加盟。 ブルガリア、チェコ、ルーマニア、スロバキア、 連合協定発効	EC加盟国 15カ国、西欧で非加盟はノルウェー、スイス
95年 3月 95年 6月		シェンゲン条約発効 カンヌサミットで、「中東欧連合協定調印国のEU域内市場への統合に関する白書」採択。	
95年 6月 96年 4月 23日 97年 7月	EUに正式加盟申請 PHAREプログラム調印		
97年 12月	メチャル政権下における民主化の遅れなど主に政治面の問題が指摘され、2つに分けられた加盟候補グループのうち、正式交渉が進められる第1グループには入れず第2グループ (加盟候補予備軍) の扱いを受ける 加盟候補国向けの支援策をひとつのフレームで提供する必要性が確認され、「加盟のためのパートナーシップ」の作成が決定。	欧州委員会が「アジェンダ2000」発表。「加盟のためのパートナーシップ」を提案。 ルクセンブルグ首脳会議 加盟候補国向けの支援策をひとつのフレームで提供する必要性が確認され、「加盟のためのパートナーシップ」の作成が決定。	
98年 3月 99年 1月 99年 12月	加盟のためのパートナーシップ制定 (順次改訂)	単一通貨ユーロの導入	
00年 2月 00年 11月	99年 12月、ヘルシンキで行われたEU首脳会議において、正式に加盟交渉を始めることが決定 加盟交渉を正式にスタート 欧州委員会プログレスレポートでスロバキアがはじめて、「機能する市場経済」との評価を受ける。		
00年 12月 01年 9月 01年 12月	プログレスレポートを受けて、スロバキアの「加盟のためのパートナーシップ」を改訂	ニースサミットで、東方拡大の制度設計を決議。 加盟準備経済政策 (PEP) 閣議決定。	
02年 12月		EU拡大第一陣交渉一次締め切り コペンハーゲンサミットにて招致国を指名	
04年 6月 05年 1月		欧州議会選挙 欧州委員会新体制、理事会特定多数決新得票	

---

## 制度改革を進め早期加盟を目指す（ブルガリア）

---

ウィーン・センター / 欧州課

EU加盟交渉を進めているブルガリアは、現時点で他交渉国に後れを取っている。政府は、国民のEU加盟への強い支持を背景に早期加盟を目指している。欧州委は、プログレス・レポートにおいて政府の制度改革の取り組みに一定の評価を示しているものの、加盟の実現のためにはさらなる改革の必要性を指摘している。ビジネス環境に対する産業界からの不満の声も大きく、投資環境の整備が急務である。

### 1．大勢は2004年のEU加盟に悲観的

ブルガリアは2001年、内閣、大統領ともに交代という大きな政治的变化を経験した。2001年7月に就任したシメオン・サクスコブルゴツキ首相、および2002年1月に就任した体制転換後初の旧共産党系であるゲオルギ・パルヴァノフ大統領は、NATOおよびEU加盟を引き続きブルガリアの最優先課題とする方針を掲げている。

EU加盟の方針は国民の広い層から強く支持されており、欧州委が2001年10月に加盟候補国で実施し世論調査によると、ブルガリアにおけるEU加盟支持率は74%と、ルーマニアの80%に次いで高い。

ブルガリアのEU加盟交渉は2000年2月に開始されたが、2002年3月時点で、「制度」および「その他」の項目を除く29項目で交渉が開始されており、そのうち14項目の交渉が終了している。

2001年12月15日にEU首脳会議で採択されたラーケン宣言では、EU加盟国は「2004年に25カ国になる」見通しを示した。しかしながら、ブルガリアはルーマニアとともに2004年の加盟には間に合わないとの見方が強い。外務省関係者は、「2002年中にすべての項目

で交渉を開始し、できる限り早期のEU加盟を果たす」としている。一方、ブルガリアの民間シンクタンクは「行政・司法を適正に機能させるための制度や財産権保護の枠組みの構築には、相当の時間が必要であろう」と指摘している。

### 2．欧州委はさらなる制度改革を要求

欧州委は、ブルガリアにおける諸改革がある程度進展していることに対して一定の評価をしているものの、さらなる改善の必要性を指摘している。

まず、政治的基準に関しては、効率的で透明性の高い行政システムの確立、汚職対策の実施、司法制度改革、ロマン人への社会的差別に対する責任ある対策などの必要性が指摘されているが、いずれも改革のプロセスは緒についたばかりである。

経済的基準に関しては、低い購買力や民間投資など国内経済の弱さに加え、銀行部門の構造改革の遅れ、不透明な民営化プロセスなど、各種制度のさらなる整備の必要性が指摘されている。

これに対して外務省は2001年12月、欧州委による評価を歓迎すると同時に、今後のEU加盟交渉の進展を図る政府方針を発表した。そこでは、関係部署間における協力体制の向上のほか、EU共通政策の適用に向けた行政能力の改善、EU法制の執行のための司法システムの確立について目標を設定している。また、ファーレ・プログラムなどの加盟準備基金および正式加盟国となった際のEU構造基金を効果的に利用するための行政能力の向上を掲げている。さらに、国民、NGO、労働組合、産業界に対して、加盟交渉の進捗状況や、EU加盟によって生じる権利と義務に

についての情報を提供することで、国民、関係者の理解を得ながら加盟の実現を図る意向である。

一方、キャピタル紙は、政府のプログレス・レポートに対する反応を「楽観的である」と論じている。同紙は、ブルガリアに対する評価が良くなっている点については認めるものの、「画期的な進展があったわけなく、ブルガリアがEU加盟候補の最後尾にいることに変わりはない」と現実を直視した姿勢を示してしている。さらに、ある政府関係者は、「レポートは法制度整備の進捗状況について評価している一方で、国内法の執行にこそさらなる努力が必要であると強調している。つまりブルガリアの司法制度は大きな欠陥を抱えており、それゆえに機能する市場経済が未だに確立していないと認識されていると言ってもよい」と厳しくコメントしているなど、今後のさらなる整備を求める声も上がっている。

### 3. 産業界からもビジネス環境の改善を求める声

ブルガリア外国投資家協会（Bulgarian International Business Association : BIBA）は、毎年政府に提出している「外国投資に関する白書」で、ブルガリアの投資環境に関する問題点を列挙している。

そこでは、IMFの制約を受けている税制、煩雑な許認可を要求する官僚制度、未発達な金融部門、司法システムの欠陥、当局における汚職行為などの問題点をあげている。これらは欧州委のプログレス・レポートにおいても、ブルガリアが抱えている問題点として位置付けられているものである。特に税制に対する産業界の不満は大きい。これは、シメオン首相が公約として掲げていた「企業の再投資利益に対する法人税の非課税措置」を、IMFとの新規スタンバイ融資協議の過程で取り下げたことが背景にある。

また、ブルガリア産業連合会（Bulgarian Industrial Association : BIA）は、農産物の輸出入に関する制度の改善を要求している。ブルガリアは2000年7月以降、EUとの間で農産物の関税を撤廃している。しかしながら、ブルガリアからEUへの農産物の輸出については、品目ごとに数量割当てが課されているほか、ブルガリア製品の輸入を望むEU域内の輸入業者は、過去12カ月間にEU内での輸出入実績を有していることが必要であるなどの制限がある。他方、EUからブルガリアへの輸出については、農業製品に対する潤沢な補助金制度が、EU産農産物の競争力を向上させている。BIAは、ブルガリアからEUへの農業製品の輸出はごくわずかな量にとどまっているのは、これらの制度が原因であると考えており、輸入割当て制度の廃止、EUにおける農業製品に対する輸出補助金の排除を訴えている。

ブルガリアにおける農業部門は、GDPで約15%、労働人口で約25%（いずれも2000年時点）と比重が大きいことを鑑みると、今後の「農業」分野における加盟交渉には相当の困難が伴うものと予想される。

### 4. 今後のビジネス環境の変化

2002年にはさまざまな制度改革が予定されている。例えば、会社法の改正もその1つで、これによって破産・整理手続きの時間短縮が可能となる。

税制面に置いては、2002年1月から法人税の引き下げ（一律15%、実効税率は23.5%）のほか、付加価値税の還付期間が短縮（4カ月→3カ月）される。

また、行政手続きの簡素化を図るため、中央・地方両政府レベルにおける現行の登録・許認可制度に関する情報を一括して提供する公共登録機関の設置を計画している。また、製品規格に関わる技術的障壁を撤廃し、ブルガリア製品のEU市場へのアクセスを容易にす

.....

るための、工業製品適合評価に関して、EUとの協議が開始される予定である。

国有企業の民営化についても、2002年中に施行される予定の新民営化法では、民営化手

続きをすべて民営化庁の管轄とするほか、手続きの透明化を図る規定を盛り込んでいる。

(小幡 成雄/志牟田 剛)

---

## 順調に推移する加盟交渉（スロベニア）

ウィーン・センター

---

スロベニアはEU加盟候補国10カ国のうち、最も加盟交渉が進んでいる国である。2001年11月の欧州委員会発表のプログレスレポートでもEUから好意的に評価されている。

### 1. 政府の加盟交渉に対する取り組みと重点課題

#### (1) 2001年加盟交渉経過

スロベニアは、EU加盟交渉状況では候補国中のトップを走っており、事前に策定した1年間の加盟交渉目標を達成した唯一の国である。2001年のEU加盟交渉では、31のアキ・コミュニテール交渉項目のうち、12項目の交渉を終え、2000年までに終了した14項目と合わせ、終了した項目は合計26となった。2002年は農業、地域政策、財政と予算の残りの5項目での交渉を予定している。

2001年は、解決が先送りされていたいくつかの交渉項目で進展が見られた。従来から廃止を強く求められていた現EU加盟国との国境付近にある免税店について、2001年7月、これを廃止する法案が可決されたことで、懸案だった「関税同盟」の交渉が終了した（免税店は9月に廃止）。また、12月には、EU拡大後の「人の自由移動」に関して7年間の移行期間を求めていたEU側の提案を政府が了承、「人の自由移動」の交渉を終了した。司法手続きについても、未解決案件をこの2年で84,000件減少させ、「司法と内務」の交渉を終了した。年末には、オーストリアとEU

間で締結されているアルプスのトラック通過規制が延長（2003年から3年間）されることで両者が合意、新規加盟国にも適用されることが決定されたことから、「輸送」の交渉項目も終了した。

#### 【2001年交渉終了項目】

3月：モノの自由移動、資本の自由移動、エネルギー、環境

6月：文化・映像媒体政策、外国関係

7月：関税同盟

11月：競争政策

12月：人の自由移動、租税、輸送、司法と内務計12項目

#### 【参考：2000年以前の交渉終了項目】

サービス提供の自由、会社法、水産業、経済通貨同盟、統計、社会政策・雇用、産業政策、中小企業、科学技術、教育、通信・情報技術、消費者保護・厚生、共通外交安全保障政策、財政管理、計14項目

#### (2) 2002年交渉項目に対する取り組み

スロベニアは、2002年前半に、補助金や基金といったEUの財政制度と密接に関係する「農業」、「地域政策」の交渉を終了し、この2項目の交渉終結を受けて、同年後半に「財政と予算」の交渉終了を目指している。（残りの2つは、「機構」と「その他」）

## 農業分野

スロベニアは、旧ユーゴ時代から先進工業国であったことに加え、国土自体が起伏に富んだ地形をしており、大規模農業に適さない地域とされてきた。このため、スロベニアのGDPに占める農業の割合は2.8%（2000年）と、ポーランドやハンガリーといった他のEU加盟候補国と比べても低く、また、農産物の輸入国であること、及び、農産物価格も比較的高いことから、安価な農産物の流入に懸念を抱く現加盟国側から特に問題視されることもなく、農業分野の交渉は比較的スムーズに進むものと考えられていた。

しかし、2002年1月、欧州委が発表した新規加盟国に対する農業関連予算の割当を、加盟初年度は現加盟国に対する金額の25%とし、10年の移行期間で100%に漸増していく案に対しては、他の加盟交渉国と同様反発している。また、同時に提示された農産物の生産割当案の大幅なカット案、特に牛乳の生産量を1割カットする案に対しては、スロベニアの全農業生産に占める畜産業の割合が60%以上と極めて高いことから、農業従事者から激しい非難の声が寄せられている。スロベニア農林業会議所（KGZS）のフリスク会頭は、2月、「国内農業従事者の経済レベルが引き下げられる可能性があれば、全力をあげてEU加盟を阻止する」との声明を出している。ブット農相やポクニック欧州統合相をはじめ、政府も相次いで非難の声をあげており、これまでスロベニアのEU加盟上争点とはなりにくいとされてきた農業問題も、今後他の加盟候補国と同様、調整が難航することも予想される。

## 地域政策

地方のインフラ整備などに用いられるEUの構造基金を受け取るには、EU側の求める地方分権を進める必要があるが、スロベニアは、独立以来、行政区分上の「地方」という

ものが存在しなかったため、新たに「地方」を区分けする必要に迫られている。当初、スロベニア政府は、同国を首都「リュブリャナ地方」と「それ以外の地方」のように二つに分割する計画を欧州委に提案していたが、基金の適用機会が増えるとして受け入れられず、現在は東部、西部、中央部の3地方に分割する案を再提案しており、今後具体的な協議を続けていくことになっている。

## 財政と予算

「財政と予算」は、EUとスロベニア間の補助金などに関する最重要項目であり、政府は、農業分野や地域政策分野での各種基金の適用・補助金の受取資格を、EU加盟後から現在のEU予算の有効期限である2006年までは維持したいと考えており、EU加盟と同時にネットでの「EU予算を負担する側」になることを極力避けたいと考えている。しかし、現時点で既にEUのGDP平均の75%（EU予算を受け取る側ではなく負担する側になるとされるライン）を達成、現加盟国と比べても遜色のない経済力があることから、EU側は「財政と予算」の項目ではかなりの譲歩をスロベニア側に求めてくるものと考えられる。

## (3) 外国直接投資促進が課題

2001年12月に欧州委が発表したレポート（Report on real-terms convergence in EU applicant countries）では、スロベニアの経済政策を評価し、2001年末までにGDPでEU平均の75%を達成、2004年までに85%に達すると予想している。一方で、外国直接投資が他の加盟国に比べて低いこと、インフレ率が比較的高いことが同レポートで指摘されている。

スロベニアへの外国直接投資額は、フローで見た場合、97年の年間3億7,500万ドル以降、減少の一途を辿り、2000年度は1億8,100万ドルに止まった。こうした中、政府

.....

は、外国直接投資のGDPに占める割合を現在の1%から数年かけて3%程度にまで上昇させるべく、2001年に外国直接投資促進計画を策定したところである。

外国直接投資の拡大に当たっては、現在進めている国有企業の民営化を加速させることが必要であり、2002年中にも国内最大手ノヴァ・リュブリャナ銀行及び2位のマリポール銀行の政府保有株式のうち各々34%、65%を外資系金融機関に売却する。通信のスロベニア・テレコムについては、当初、2001年9月末まで具体的な民営化計画を策定する予定であったが、米国同時テロ事件及び株式市場の低迷から2002年に延期され、2003年までに民営化（発行済株式の約50%の見込み）を実施することとした。累積赤字に苦しむ国営鉄鋼グループ「スティールワークス」については、グループ内の14社を2003年まで順次民営化していき、残りの不採算企業は清算することとしている。

また、EU加盟を控えて、大規模な財政支出を伴う投資優遇策を新たに策定するのは困難なことから、主に、制度、手続き面での障害を取り除こうとしている。具体的には、政府内の行政障害排除委員会を中心に、企業設立の大幅な簡素化、営業許可の大幅な廃止、企業登録費用の値下げなどを既に実現している。また、同委員会は、現在、外国人労働許可及び滞在許可手続きの簡素化も進めており、今後は土地取得の迅速化、建設許可の簡素化、国有遊休資産（不動産）の売却促進を計画している。

#### (4) EU加盟賛成派が大勢

中道左派のドルノフシェク連立政権は積極的なEU加盟推進派であり、国会（90議席、1院制）においても民族主義政党である野党の一部（国民党SNS、4議席）以外は全て加盟支持派で占めている。政府は2002年中に残り5項目の交渉を終了させ、2004年にはEU

に加盟、2年後の2006年にはEMUに参加、ユーロ圏に入ることを目指している。

産業界も総じて加盟支持である一方で、国民一般の支持率は上下を繰り返している。2001年10月に全加盟候補国で実施、12月に発表されたユーロバロメーターの世論調査では、41%が加盟支持となっており、加盟候補国13カ国平均の59%（当時）を下回った。従来は第一陣として数カ国が新規加盟を果たし、その後準備の整った国が順次加盟していくと予想していたものの、一挙に10カ国がEU加盟を果たす「ビッグバン」の可能性が出てきたことで、今後、加盟手続きの遅れや財政負担の増加が生じるのではないかとの懸念が国民の間に広がってきたことがその理由として考えられる。

「ビッグバン」方式については、ドルノフシェク首相も、当初は「10カ国が同時に加盟するというコンセプトが認められ、我々としても多くの国がEUに加盟することを望んでいる。しかし、相違の原則（候補国の加盟準備状況で加盟を判断するの意）を守り、加盟候補国が他の候補国の準備が整うまで待たされるということがあってはならない」とコメント、原則的には歓迎の意を表明していた。しかし、2002年1月に明らかになった欧州委による農業関連補助金の大幅カット案が提案されたことで、「6カ国の新規加盟を前提としていたものを一挙に10カ国に増加させる一方で、財政構造がそのままでは問題が生じるのは明確」として、10カ国同時加盟のビッグバン方式への懸念を示した。

また、スロベニアは近い将来、EUからの補助金を「受け取る側」ではなく、EUに資金を「供出する側」になるだろうとの思いが強まっていることも、比較的低い支持率に結びついている。なお、前述の世論調査によれば、54%が「EUについて十分知識を有している」と答えており、これは加盟候補国平均の28%を大きく上回っている。また、「EU加

(2001年～2002年、単位%)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
賛成	53.8	53.4	48.3	50.8	50.7	51.2	54.8	NA	52.0	54.6	53.6	53.2	55.7
反対	29.0	28.6	31.8	29.9	30.8	27.7	27.2	NA	26.8	23.4	27.0	27.5	27.3
他	17.2	18.0	19.9	19.4	18.5	21.1	18.0	NA	21.2	22.0	19.5	19.3	17.1

盟に関する国民投票を実施した場合、賛成票を投じるか」との質問に対しても、56%が「イエス」と答えており、加盟候補国平均の65%に及ばなかったものの、実際に国民投票を実施すれば、加盟賛成派が上回るだろうと予測されている。

スロベニア政府機関が毎月実施しているEU加盟に関するアンケート結果の推移は上の表のとおり。(欧州委のユーロバロメーターによる調査とは別調査)

## 2. プログレスレポートに対する反応

2001年11月に発表されたプログレスレポートの結果は、スロベニアを評価する部分が批判を大きく上回っており、また、EU加盟が個々の加盟国の交渉進捗状況、つまり、アキ・コミュノテールの交渉項目の終了状況に基づいて行われることについて、政府関係者は一様に満足している。

バフシャル欧州統合相(2001年12月に民間転出により辞任)は、今回のレポートに対して、「スロベニアの加盟準備状況を正しく表しており、加盟に向けてスロベニアが順調にその準備を進めていることを認める内容」と述べている。また、前回のレポートで指摘された「免税店の廃止措置の遅れ」や「司法手続きの遅れ」などの批判がなくなったことも高く評価している。

ルペル外相も、スロベニアの外交分野での努力、特に旧ユーゴスラビア構成各国との関係が改善し、南東欧の安定化に寄与したことが評価されたとしてプログレスレポートを歓迎している。スロベニアは、2001年中、現ユー

ゴスラビアやボスニア・ヘルツェゴビナと経済協力協定を締結(ボスニアとは自由貿易協定も締結)したところであるが、このことがプログレスレポートで高く評価されている。

少数民族政策では、国内ロマ人の雇用拡大政策の実施や、今後ロマ人から警察に対して苦情を申し立てる際は、ロマ人協会(国内の団体)の代表がその調整過程に参加することが認められるなど、各種の改善策が図られたことが評価された。

ポトニック対EU交渉団代表は、「地域政策の実行などを除けば、加盟交渉上、深刻な問題は無い」と述べ、今後の課題としては、「EU化された行政機能をいかに実行に移すか」としている。また同代表は、「EU加盟は、EU側が加盟候補国の進捗状況をきちんと区分けし、客観的基準で承認することを望む」と語り、他の加盟候補国の進捗状況がスロベニアの加盟に影響が出ないことを要望している。なお、ポトニック代表は、2002年1月以降、欧州統合相のポストを兼務している。

一方で、2年続けて「地域政策」の分野で遅れをとっていることが指摘され、政府はこれを重く受け止めている。スロベニアは、EUの地域政策、基金の運用などを担う地域開発庁を設立、この点は評価されたものの、依然としてEUの構造基金を振り分ける地域の区分け作業や、それを受け持つ行政機関の設立が遅れている。プログレスレポート発表直後の閣議では、スロベニア経済省は、地域政策に関する現状と今後の計画を2002年前半まで提出するよう求められたとのことである。

なお、今回のプログレスレポートに対して、



.....

産業界、国民、メディアからは、特段の目立った反応はない。これはEU加盟自体に関心が無いというものではなく、国民一般には、「スロベニアはEU加盟候補国の中で加盟準備が最も進んでいる」という認識が浸透しており、「プログレスレポートはスロベニアにとって好意的内容でまとめられるだろう」との自信と期待が発表前から存在しており、レポートの内容が事前に予想された範囲内に止まっていたことがその背景にあると考えられる。

### 3. ビジネス環境への影響

#### (1) スロベニア企業への影響は小

EU加盟に向けて、スロベニアではこれまで800を超える法律、規則が国会で承認された。残りは約400とされており、この手続きも2002年末までには終える計画である。

もともとスロベニア経済は、EU加盟交渉が始まる前から市場経済が機能しており、基準・認証制度もEU域内と類似している点があったため、多くの国内企業はEU加盟後も自社の競争力が低下するとは見ていないと考えられる。特に、製造業などは、従来から高付加価値の製品をドイツなどEU域内に輸出してきており、この傾向はこれまで通り続くと予想されている。ただし、製薬業界については、外国企業の製品を元に開発されていた国内産一般薬の販売禁止期間が、外国企業保護の観点から延長されることになり、今後、国内製薬業のマーケットシェアに影響を及ぼすとの指摘がある。

一方で、これまで外国企業との競争に晒されず、競争力が弱いとされてきた業界、特に、銀行、保険などの金融セクターにおいては、EU加盟への危機感が募る一方で、こうした業界においても、徐々に自由化が進められてきており、また、外資による買収も続いていることから、加盟実現までにEU域内で生き残れる体力を身につけることが可能なのではないかとの楽観的な意見も聞かれる。

#### (2) 資本の自由移動

資本の自由移動が実現することについては、既にFTAの締結などで市場が自由化されていることから、EU加盟から直接生じるネガティブな影響は少ないとされている。反対に、資本の自由移動と市場の自由化により、直接投資と証券投資が活性化するという傾向が現れてきており、2001年度の同国への外国直接投資額は大幅に増加した。民間銀行最大手のSKBを仏ソシエテ・ジェネラルが、携帯電話のシモービルをオーストリアのモービルコムがそれぞれ買収、これら大型投資の結果、2001年の直接外国投資額は新規投資と再投資併せて5億ドル程度と見込まれている。この傾向は2002年も続くと予想され、国内最大手のノヴァ・リュブリャナ銀行や、第2位マリボール銀行の民営化など、大型案件が外資の流入に拍車をかけることになるだろう。なお、前者にはベルギーの保険業KBCグループが、後者にはイタリア、オーストリアなどの大手金融機関が買収の意向を示している。

また、これまで、外国企業誘致のための魅力ある投資インセンティブ措置のなかったスロベニアだが、外国企業が進出する上での諸手続きの簡素化、処理の迅速化などが進められていることもあり、今後も持続的な外国直接投資を通して、新規雇用の創出や技術移転といった恩恵に浴することが期待されている。

#### (3) 人の自由移動

人の自由移動については、加盟後大きな問題になる要素は少ない。EUが7年間の移行期間を設けたことで、加盟後もスロベニア人が自由にEU域内の労働市場にアクセスすることができないことに対して、一部の政治家や国民は反発している。これは後発のEU加盟国の国民を「二流扱い」する差別的な措置ではないかとの感情的な理由によるものである。実際には、スロベニアの生活水準は現EU加盟国と比べても遜色がなく、また、独

立して10年の新興国家だけに国民の自国に対する愛着が強いであろうことを考えると、加盟後にEU域内に雇用を求める国民はほとんどいないと考えられている。逆に、EU域内からスロベニアに労働力が流入する事態は当面予想できず、仮に起こったとしても、人口が減りつつあるスロベニアにとっては、むしろ好ましい結果を生むとの指摘さえある。

#### (4) 日本製品の関税率低下へ

日系企業との関係では、現在スロベニアに進出しているのは自動車の販売会社など、その数及び業種は非常に限られており、貿易についても、2000年度実績で対日輸出が約1,200万ドル（前輸出総額の0.1%）、輸入が約1億7,000万ドル（同1.6%）と日本の占める比率は非常に小さい。

また、在欧日系企業への影響については、スロベニアは現在、EU、EFTA、CEFTAな

ど32カ国とFTAを締結しており、EU加盟を前にして、既にスロベニアとEU間ではほとんどの関税が廃止されているため、2004年頃となるスロベニアのEU加盟実現で、現在EU域内に進出している日系企業への新たな影響はそれほど大きくないと予想される。

FTA締結国以外の国の製品については、スロベニアは現在最大で27%程度の関税を課しているが、順次EUの共通関税（CXT）化が実施されることで、日本など第三国の製品に対する関税上の不利も徐々に減少していくことが予想される。EU域内製品より高い関税が課せられるという点では、日本製品はスロベニアのEU加盟を前にして既に厳しい競争に晒されているものの、「日本製＝高品質」の評判も確立しており、機械、オーディオ、カメラなどの輸入量は今後も堅調に拡大していくと予想される。

（松田 武志）

## 緒についた経済構造改革（ルーマニア）

ブカレスト事務所 / 欧州課

欧州委員会は、2001年11月に発表したプログレス・レポートにおいて、ルーマニアにおけるEU加盟交渉の進展に対して一定の評価を与えている。国内経済は順調にプラス成長を続けているものの、マクロ経済の安定化や行政機構改革など、今後クリアすべき課題は多い。また、ルーマニアの加盟交渉は他加盟候補国に後れを取っており、2004年にも予想されているEU拡大には間に合わないとの見方も強い。政府は、各種制度改革とともに投資環境の整備を積極的に進め、EUへの早期加盟を目指している。

### 1. 「加盟準備経済プログラム」に基づき加盟準備

ルーマニア政府は2001年9月、「加盟準備

経済プログラム（PEP）」を採択し、EU加盟に必要な諸改革を推進する強い意思を表明した。PEPは、2001年から2004年を対象にした「政府プログラム」、「ルーマニアのEU加盟のための国家プログラム（NAPR-2001）」のほか、2000年3月に欧州委員会に提出した「中期経済戦略」に基づいて作成されている。

PEPは、ルーマニアが現在取り組んでいる問題、つまり企業経営の再構築と経済安定化の長期にわたる遅れを指摘している一方で、2001年9月現在の統計に基づいて、国内経済の良好な傾向にも言及している。またPEPは政府の公約となるものであり、関係省庁は、PEPに沿ってそれぞれの戦略を更新するように指示されている。

PEPは、金融システムの改善、マクロ経済

.....

の安定を目指して99年後半に開始された「構造改革プログラム」に基づく取り組みが成果を結び始めていることを強調している。ルーマニア経済は、プラス成長に転じた2000年以降は景気回復過程に入ったと考えられているが、政府はこの傾向を持続させるため、短期および中期的観点から社会・経済政策を打ち出している。さらにルーマニアとEU諸国との経済格差を漸進的に縮小させ、ルーマニアの生活水準を向上させるため、機能する市場経済の確立とEU市場からの圧力にも対応できる競争力の創出を目指している。

## 2. 加盟時期について楽観的な見方も

政府プログラムは、EU加盟を優先課題として明記している。2002年3月時点のEU加盟交渉の進捗状況を見ると、17分野で交渉を開始しており、うち9分野では暫定的な合意に達している。政府は、2002年中にすべての分野で交渉を始め、2004年末までに交渉を終え、2007年にEU加盟を実現することを目標としている。しかし加盟時期に関しては、楽観的な見方が国内外から出てきている。

例えば2001年11月に、ルーマニア上院の外交委員会委員長であるプリサカル氏は、ニコルソン氏が率いる欧州議会代表団との話し合いの席で、ルーマニアは2005～2006年にもEU加盟を実現する可能性がある」と述べている。また、同月中旬にはヴェドリヌ外相が、12カ国同時のEU加盟が望ましいと発言した。同氏は、2004年に予想されているEU拡大にブルガリアとルーマニアが取り残されることには問題があるため、この2カ国も同時に加盟すべきだとしている。この発言は、EU加盟交渉を加速させたいと考えているルーマニアを後押しするものであった。しかしルーマニアは、現実に目をそむけることなく、政府プログラムに基づいて加盟準備を着実に進めていくものと思われる。

## 3. 欧州委は改革努力に一定の評価

2001年11月、欧州委はEU加盟の進捗状況をまとめたプログレス・レポートを発表した。ルーマニアについては、経済改革の課題が山積しているが、過去1年間の改革の努力に対して一定の評価をしている。報告書での評価の概要は以下のとおりである。

ルーマニアは、機能する市場経済の確立に向けて前進した。現状ではまだEU内の競争圧力や市場の力に対処することは困難であるが、現在行っている経済改革を今後も推進すれば、将来的に対応能力が増すものと期待される。

マクロ経済の安定という点では、経済成長の回復や輸出増加といった成果を上げた。構造改革については、特に民営化とエネルギー価格調整の分野で進められている。最近の民営化の動きは、機能する市場経済の確立に向けたルーマニアの強い意志の現れである。

また、主な分野で経済構造改革が始められたことなど、政府が実行に移した重要な政策を取り上げているほか、国内市場における法整備に関しては、人やモノの自由移動、会社法、競争政策、運輸、税制、通信・情報技術、消費者保護などの分野でEU基準を満たす方向で進展があったと評価している。

一方で、高い消費者物価上昇率や拡大する経常赤字など、深刻な経済問題も残っている。まだ脆弱なマクロ経済環境や、不安定な法的枠組み、貧弱な行政能力は、民間部門の発展を妨げている。各分野において諸改革が始まっているものの、実行にあたっての行政能力と予算面での問題が指摘されている。しかし、経済全体を短時間で完全に変革することは不可能であり、重要なことは改革のプロセスが始まったということ、そしてルーマニアが今後もこれを追求していくことであるとされている。

ナスターセ首相、プヴァック欧州統合相、

プシカシEU加盟交渉首席担当官など政府首脳は、プログレス・レポートが前年のレポートよりも好意的であり、初めてルーマニアをEU加盟プロセスで大きな進展を見せた国の一つに含めたことを肯定的に受け止めている。特に、政治・経済の両面で改革の取り組み、成果が強調されたこと、具体的には、人権分野での改善のほか、省庁間の協調など行政機構の改革、機能する市場経済の確立、マクロ経済の安定化に向けた努力や今後の経済成長などについてレポートで取り上げられたことを評価している。

プログレス・レポートを受け、政府は行政能力の向上、法制度の整備、マクロ経済指標の安定化に注力するとともに、現在進行中の改革プロセスを加速したいとしている。とくに、民営化の対象範囲を広げるとともに、金融制度の整理統合を進める意向である。また政府は、EU加盟の準備として競争力を高めることを掲げている。そのためには、EU基準に調和したビジネス環境を創出することで投資を促進すること、中小企業部門を支援するなど、産業およびビジネスへのサービスを高めることが必要となる。

2001年における農業銀行やシデックス（鉄鋼）の民営化などは、政府が国営企業の民営化を積極的に進めていることを示している。一方で、国営企業の民営化および企業のリストラには、依然としてさらなる大きな努力が要求されていることもまた事実である。

政府はまた、総合的な中小企業戦略を打ち出している。2001年5月には「中小企業の障壁を廃止するためのアクションプラン」が制定された。同プランには、新たな中小企業の登録や認可手続きは簡略化され、法的枠組みや税制が簡略化されているほか、減税措置も盛り込まれている。なかでも中小企業の資金調達に関しては、政府は国家融資保証基金を設立して低利子のローンを提供できるようにした。

## 4．制度改革で貿易、投資の拡大に努力

政府は輸出の拡大、特に高付加価値商品の輸出の拡大を経済成長の軸と位置付けており、輸出入制度、税制、貿易制度などについてEU基準との調和を進めている。

通商政策の分野でも、ルーマニアはEUの要求やWTOとの調和を満すための努力を続けている。関税については、ルーマニアがEUに加盟すると、EUと同率の関税を導入することになる。現在ルーマニアは、平均で19.4%の関税をかけており、農業製品には33.2%、漁業製品には21.4%、工業製品には15.6%の関税をかけているが、EUの関税は平均6.3%で、農業製品は16.2%、漁業製品は12.4%、工業製品は3.6%となっている。

EU以外との二国間協定については、2001年、ルーマニアはリトアニアとの間で自由貿易協定を締結、クロアチアとも同様の交渉を開始した。イスラエルとの自由貿易協定は2001年7月に発効している。CEFTA域内貿易に関しては、ルーマニアを含む加盟各国は、汎欧州原産地規則を更新した形の追加議定書第8号に署名した。

2000年のルーマニア・EU間の貿易総額は、14億ドル（輸出6億6,000万ドル、輸入7億4,000万ドル）にのぼった。これは欧州協定が締結された92年に比べると、3倍増となっている。EUはルーマニアにとって最大の貿易相手であり、2000年においては、ルーマニアの対外貿易の59.8%が対EU貿易であった（輸出の63.8%、輸入の56.6%）。なお、2002年1月1日以降、EUからルーマニアに輸入される工業製品に対する関税は、欧州協定の第11条により廃止されている。

一方、海外からの直接投資（FDI）に関しては、政府は直接投資法を制定し、100万ドル以上の投資をする企業に対して様々な優遇税制を用意した。この新法に基づく新たな直

接投資には、政府公報第356号（2001年7月3日）に示されているとおり、利益の海外送金額は無制限、設備の輸入関税の免税、操業開始翌月の25日まで付加価値税の支払を延期、投資額の20%分の税控除、損失の計上を5年まで先送り可能、加速減価償却が可能といった優遇措置を付与している。

## 5. 日本企業の活動に与える影響

ルーマニア市場で活動している、あるいは今後参入を考えている日本企業にとって、ルーマニアのEU加盟は、主に次のような問題を招くと考えられる。

ルーマニアとEU加盟国との間で関税が完全に撤廃される結果、ルーマニアとEU諸国の間では、輸出入が増えることが予測される。つまり、日本を含む非EU加盟国は、EU諸国との競争で不利な立場に置かれる。ルーマニ

アが日本を含む非EU加盟国から原材料、技術、その他の商品を輸入する際には、EUの通関規則が適用される。

EU加盟国間では労働力が自由に移動できることを考えると、長期的にはルーマニアの person 費は上昇することが予測される。ルーマニアに拠点のある日本企業にとって、このことは労働者に支払う賃金が高くなることを意味する。しかし一方で、将来的なルーマニアの経済成長や個人所得の増大は、ルーマニア市場の拡大につながると考えられる。

また、ルーマニアで生産される商品は、日本企業によって生産されるものも含めて、EU基準に従うことが義務付けられる。特に、EUが定める環境基準の遵守に注意が必要となる。

（佐藤 勝英 / 志牟田 剛）

---

## 2001年におけるエストニアのEU加盟交渉の進捗状況(エストニア)

ヘルシンキ事務所

加盟候補国の中でも交渉が最も進んでいるグループに入るエストニアは、懸案となる項目も「エネルギー」や「税制」などに絞られてきている。企業からはEU加盟による対内投資の増加や市場の拡大に強く期待する声が聞かれるが、労働コストの増大や競争激化への不安も見られる。また学識者には早急な加盟により経済政策に長期的な方向性が欠けることを危ぶむ声もある。

2001年末に地方議会で政党の連立が崩壊しその影響で内閣の政権交代が起こったが、EU加盟を目指す国の方針に変化はない。

### 1. EU加盟交渉の進捗状況と政府の反応

2001年を通して、エストニアのEU加盟交

渉は順調に推移し、2002年3月時点で24項目についての交渉を終えている。なお、交渉中の項目に関し、交渉のポイントは表1のとおりである。

欧州委員会が2001年11月に発表したプログレス・レポートは候補国12カ国のうち最大で10カ国の加盟を2002年中に承認する可能性を示唆しており、続く12月中旬にベルギーのラーケンで開催されたEU首脳会議で10カ国同時加盟の方針が打ち出され、2004～2005年の25カ国拡大EUの姿が視野に入ってきた。

ホロレイ経済大臣はジェットロ・ヘルシンキのインタビューに対し、プログレス・レポートのエストニアに対する評価の高さを指摘、現在、EUはエストニアに微調整を求めているだけと述べた。懸案の「エネルギー」分野

については、エストニアでは1社がエネルギー市場の90%のシェアを有するという特殊な状況にあり、「環境」の項目でも交渉の余地が限られている」とエストニアの特殊性を強調した。これに関連して、国内でのオイル備蓄も課題だが、備蓄設備が高くつくため、フィンランドのような近隣国での備蓄を認めるようEU側と交渉中である。同大臣は「関税同盟」の項目についても取り上げ、EUの指摘どおり、実施の準備が整っていることを示す必要を認めている。現在、経済の自由化が進んでいるエストニアでは、EU加盟により逆に関税を賦課する必要が生じるが、EU側は加盟時に一気に関税を賦課することは経済に悪い影響を与えること、また関税賦課の実務が整っていることを確認するためにも加盟前に関税を賦課しないし引き上げる必要があるとしている。

## 2. 産業界のEU加盟に対する受け止め方

ジェットロ・ヘルシンキでは、EU加盟について産業界の反応を見るために2001年12月に国内の主要10社にアンケート調査を行い、4社から回答を得た。回答ではEU市場へのアクセスに期待する声が多い一方、物価上昇や競争の激化を不安視していることも明らかとなった。

日本の企業として進出しているトヨタ・バルチックはEU加盟のメリットについて、「エストニアでは新車のほとんどが企業購入であるため、対内直接投資が増加すれば、それに伴って自動車市場が成長することが見込める」とみる一方、「賃金はおそらく急激に上昇する。有能な人材はさらに条件のいい仕事を求めて国外に流出するだろう」と経営側からみたデメリットを挙げている。

シンガポール系の繊維関連企業のトララム(Tolaram)はEU加盟のメリットとして輸出入関連手続きが今よりさらに自由化されるこ

とや、EU市場が開かれること、EU加盟国として世界と対等に事業展開ができることを挙げ、特に価格面での効果へ大きな期待を寄せている。反対にデメリットとして、コストの上昇に懸念を示している。プログレス・レポートに関しては「現状で2004年の加盟は有望であり、2002年末までに残りの項目もクリアすることを望む。エストニアだけでなくラトビア、リトアニアとも同時に加盟を望む」と期待を表明している。

エストニアのソフトウェア企業、マイクロ・リンクではEU加盟により市場へのアクセスが容易になり、文化的・心理的障壁が低くなる一方、外国企業との競争が激しくなることを警戒している。

ドイツ系の運送会社シェンカーは、加盟によって市場が広がるため、エストニア経済も同社の事業もともに拡大することが期待できるとしている。デメリットとしては、コストや通関業務への影響を挙げている。加盟準備の進捗に関しては「エストニアはよくやっているし準備も迅速で完璧だが、加盟時期についてコメントすることは時期尚早」と慎重な回答をしている。

## 3. 学識者の見方

タルト大学のウルマス・ヴァルブラネ教授は、「EU加盟により政治的安定、カントリーリスクの低下を期待でき、それが安価な資本調達コスト、汚職の減少、人材への投資、積極的な労働市場政策の実現へつながる」とメリットを挙げる。しかし貿易政策の大幅な変更や、11,000項目の品目への関税賦課、ウクライナとの自由貿易協定の廃止など、EUの基準を採用することになるといくつかの点で問題が発生する」と見ている。

政府への要望として、加盟交渉では農業分野で最適の生産割当てを取得するために最善を尽くすことが重要としているほか、これまで続けてきた財政政策の維持や免税廃止の移

行期間獲得も重要案件としてあげている。

これまでの加盟交渉進捗状況について同教授は、プロGRESS・レポートでの評価は良かったが、現在の経済政策は一般的過ぎて長期的な方向性が欠けていると指摘し、早急な加盟に懸念を表明している。

#### 4. 今後の見通し

ラーケンEU首脳会議で2004年の拡大EUの実現という方針が打ち出された中で、各国とも残された課題に今後取り組むことになるが、エストニアは比較的余裕を持って進めることができよう。それはこれまでに合意に達した交渉項目数が多いということだけでなく、内なる「抵抗勢力」とでも言うべき世論の中で、EU加盟支持率が最近上昇してきていることによる。ルール首相の支持率低下につれて、同政権が推進するEU加盟に対する支持率も低下し、2001年9月には48%となって

いたが、9月末に行われた大統領選挙で野党のリューテル氏が当選し政治情勢が変わったことで支持率が上昇している。同大統領は老人や貧困層を支持母体にしており、EU加盟についてもこれらの市民層からの支持を獲得したことで11月には52%と支持率が上昇したとみられている。

エストニアはNATOへの加盟も目標にしている。一時はNATO加盟がEU加盟に先行するかのようには伝えられていたが、今回のプロGRESS・レポートの評価を得て、リューテル大統領がハロネン・フィンランド大統領を11月下旬に公式訪問した折に「EU加盟の方がNATO加盟より先」と言明している。

なお、2001年末にはルール前首相が辞任を表明、元財務相のカッラス首相の下で新政権が2002年1月26日に発足したが、EU加盟の方針に変更はない。

(長田 榮一)

表1 加盟交渉のポイント

番号	項目	現状	交渉のポイント
7	農業	2000年6月14日開始	農家への直接支払などに関し、共通農業政策(CAP)実施に向け法整備と行政能力を示す必要がある。
10	税制	99年11月12日開始	暖房エネルギーへのVAT課税料率と免税取引に移行期間を要請。一定の年間売上(25万クローン)以下の課税対象者のVAT登録の免除についても要請。タバコの物品税の移行期間申請にEUはまだ同意していない。風水力発電のVAT非課税を温存したいという希望にもEUはまだ同意していない。
14	エネルギー	99年11月12日開始	90日間の液体燃料備蓄義務は設備が高く付くことからエストニアは他のEU加盟国に備蓄することの可能性を探っている。
21	地域政策	2000年4月6日開始	エストニアは全領土をEUの地域政策対象地域に含めるよう要請。これが認められればEUの構造支援(金融支援)を申請できる。
29	財政・予算規定	2000年5月26日開始	EU予算への財政貢献は徐々に行いたいというエストニア側の要請を認めるのは時機尚早とEUは判断。
30	機構	未開始	
31	その他	未開始	

表2 外資系企業のエストニアへの主な投資理由(国別)

フィンランド	エストニア市場への参入、製造コスト
スウェーデン	製造コスト、投資リスクのレベル、経済的安定性
ドイツ、イギリス	天然資源
米国	製造コスト

(注) エストニアの外資系企業81社の回答に基づくデータ、以下同じ。  
出所：投資庁・タルト大学共同アンケート調査「外国投資家2000」、以下同じ。

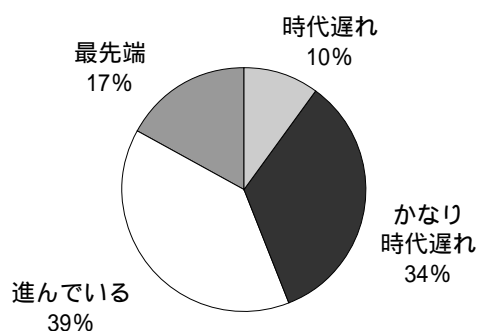
表3 外資系企業のエストニアへの主な投資理由(業種別)

販売、サービス	エストニア市場への参入、市場の成長性、経済的・政治的安定性
電子機器、機械、食品、繊維、IT	製造コスト
木材・製紙、家具	製造コスト、天然資源

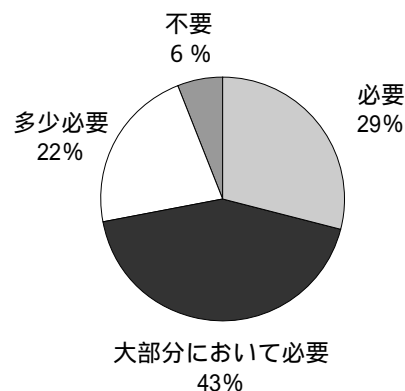
表4 エストニアに投資した外資系企業の満足度(項目別平均、5段階評価)

国 別		業 種 別	
フィンランド	4.20	IT	5.00
スウェーデン	4.18	建設	4.33
デンマーク・ノルウェー	4.00	食品	4.33
英国	3.67	家具	3.60
平均	4.06	平均	4.06

グラフ1 外国投資が行われる以前のエストニア企業の技術レベル(回答における割合)

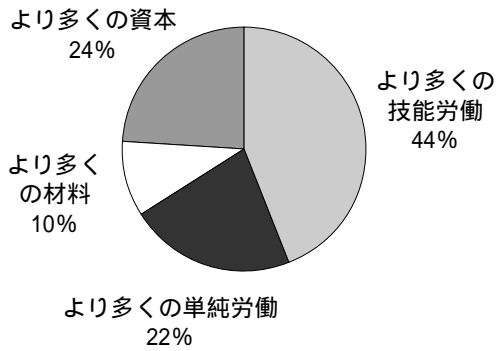


グラフ2 エストニア企業の状況に合わせた技術調整の必要性(回答における割合)

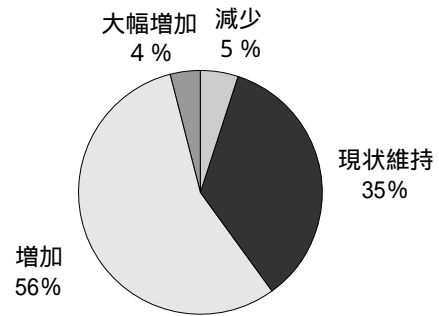




グラフ3 エストニア企業に対して移転が必要な分野(回答における割合)



グラフ5 エストニアにおける下請企業の使用に関する今後の計画(回答における割合)



グラフ4 対内投資に伴いエストニア企業に移転したもの(数字が大きいほど大規模移転)

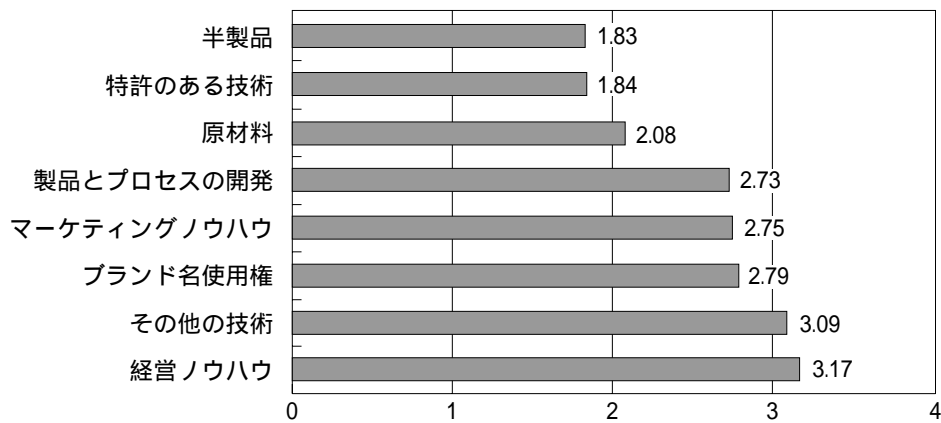


表5 主な輸出阻害要因に対する業種別評価(項目別平均、5段階評価)

国際市場の競争圧力	家具(4.50)、繊維(4.00)、木材・製紙(3.75)
労働力の不足	IT(3.33)、電子(3.14)
外国の関税、割当量	食品(4.20)、建設(3.00)
製造能力不足	IT(3.00)

(注)数字が大きいほど要因大。各要因につき重視している業種のみ掲載。

## 2001年におけるラトビアのEU加盟プロセスの進捗状況(ラトビア)

ストックホルム事務所

ラトビアのEU加盟交渉は順調に進展している。2000年2月の交渉開始時に加盟に向けた戦略を策定、各省庁が緊密な連絡の下に法令や行政制度の改革を行っている。また年に2回、議会と国民に対し交渉の進捗状況を報告して国民の理解と協力を求めている。

2001年11月の調査結果によると、国内企業の4割以上がEU加盟に賛成で経済発展や取引の安全性に期待を寄せる一方、競争激化を恐れる声もある。また政府に対しては、税制改革と行政上の障壁の撤廃によってより自由な企業活動ができる環境の実現を望んでいる。政府もビジネス環境の向上を図るため、各種の評議会を設けて企業の声を改革に取り入れるよう努めており、2001年11月に欧州委員会が発したプログレス・レポートでもこの点を2001年の改善点として評価している。

ラトビアは2001年末の時点で31の交渉項目のうち23項目を終了しており、プログレス・レポートでは現在のラトビアの改革ペースは2002年中に加盟条件を満たすものとみている。政府の公約どおり2002年末に加盟交渉が完了すれば、2003年にはバルト三国で同時に国民投票を実施し、2004年に加盟国入りする見通しだ。

### 1. EU加盟に向けた社会・経済システムの改革

ラトビアの外交政策の狙いはEUおよびNATO(北大西洋条約機構)への加盟におかれている。ラトビアは95年10月にEUへの加盟申請を行い、99年12月にヘルシンキで開かれた欧州理事会(EU首脳会議)の加盟交渉に参加した。またアキ・コミュノテル(EU法体系の総体)に沿った法制整備は、98年3月31日に他の加盟申請国と同時に開始さ

れた。EU加盟に関する国内法制の改正は95年以来行われている。法改正がすでに行われた分野のうち重要なものは、競争政策、消費者保護、製造基準、工業所有権および個人情報の保護である。いくつかの分野では法改正がまだ進行中で、2002年末までに完了する予定である。

加盟交渉が開始されたのは2000年2月であるが、EU加盟に向けた戦略がラトビア議会で採択されており、欧州委員会のプログレス・レポートで高く評価されている。EU加盟申請国の中でも、議会承認を受けた戦略を有し、議会と国民に進捗報告を年2回定期的に行っている国はほかにない。本戦略はラトビアのEU加盟へのガイドラインを設定し、EU関連事項について国家制度の整備と国民の理解や行動を促進して、EU加盟のプロセスを継続させ速やかな加盟を保証するものである。また本戦略は、国家の独立、民主主義、経済成長や文化的アイデンティティーの確保というラトビアの国益に基づいたものとなっている。ラトビアのEU加盟を成功させる上で戦略的に重要な統合方針としては、社会統合、経済統合、産業部門・環境・地域の発展、福祉、裁判制度・内務、文化・教育が挙げられる。EU加盟へ向けて実施されている改革は国民のニーズにも密接に関連しており、国家の発展にも寄与している。

政治レベルでは、議会と欧州問題担当委員会および政府(内閣)が法案を作成し、規則・決議・通達を採択、行動計画と課題の承認を行う。調整機関としては欧州統合評議会があり、首相を長として加盟に最も深く関わる部門の大臣が名を連ねている。評議会では優先事項を決め、加盟促進を図る決議や通達を採択し、加盟手続の進展を評価している。

行政レベルの調整機関は、EU加盟を担当する省庁による政府高官会議である。政府高官会議では特定の目標の達成に向けて省庁間で任務を配分し、行動計画の調和を推進・確認し、統合プログラムの実施状況を監督・評価している。ラトビアとEU諸機関との協力を図る機関は外務省であり、EUの政策問題に関してラトビアの立場を表明し、ラトビアの加盟努力に対するEU加盟国、国際機関、第三国の支援を促している。外務省はまたラトビアとEUの合意内容の遂行を監督し、EU加盟交渉の担当・調整を行っている。加盟交渉の代表団も同省の指導のもとで任務を遂行している。また二国間加盟交渉の代表団は外務省の国務副長官（Deputy State Secretary）が団長を勤め、各省庁の担当官吏、欧州統合同局長官、ラトビア銀行（中央銀行）の代表者から成っている。交渉団は国内法制の見直しのほか、委任されたEU加盟の交渉内容を政府に提出し、各省庁・産業界などから提出された交渉姿勢プロジェクトを評価してその結果を欧州統合評議会へ提出している。欧州統合同局は、政府が起草した国内規制法令案とEU法との整合性について結論を出し、ラトビアの行政機関と欧州委員会の情報交換を確保し、加盟交渉の進展について国民へ情報提供を行っている。

各省庁は、例えば国内法令とEU法の基準との調和など、EU加盟が所掌する部門に関わる事項について責任をもち、EU加盟を担当する職員は全省庁に配置されている。また省庁間の作業部会は、ラトビアとEU間の合意により生じた義務や加盟パートナーシップの優先事項の達成の確保に役立ち、加盟交渉を促進する結果となっている。

ラトビアのEU加盟交渉の進展には、一般国民の理解と支援が不可欠である。そのため欧州統合同局は加盟交渉の状況を国民に常に告知するほか、EUおよび加盟国に関する情報資料を作成・提供しており、議論への参加や

インターネットを通じて、多様な視点の受け入れを図っている。また特定のEU法規をラトビアに導入する際には、それに関連する企業や業界団体に対してアンケート調査を行っている。

## 2．EU加盟に関する企業側の要望

ラトビアのEU加盟に賛成する割合は、企業側の方が一般の人々よりも多い。ディエナス・ビジネス紙（Dienas Bizness）の企業向けアンケート調査によると、回答企業のうち46.7%がEU加盟に賛成している。また欧州統合同局が国家事務局（State Chancellery）と世論研究センター（Centre for Studies of Public Opinion, CSPO）と共同で2001年11月に行ったアンケートでは、ラトビア国民の43.2%がEU加盟を支持しており、企業による支持率を若干下回った。

企業が加盟への賛成理由として挙げるのは、経済発展の効果、企業利益の保護、取引安全性の向上、EUによる金融支援、財・資本・人の自由な移動である。加盟に反対する企業は、加盟によりラトビアが様々なEUの規定を受け入れなくてはならないこと、環境が悪化する可能性があること、地元メーカーの受注機会が狭まることを理由に挙げている。

ラトビアのEU加盟に対する企業側の関心は競争力に集まっており、EU市場における競争力を確保するために、加盟交渉の間でできる限り有利な状況となることを政府に求めている。一方、より厳しい競争に対する準備ができていない企業はEU加盟を発展の機会と考えている。

## 3．企業が政府に求める法令・規則の改革

企業の要望は、主に税制などの法令・規制に関する行政面での障壁の問題に向けられている。スウェーデン国際開発庁（SIDA）とラトビア開発庁（LDA）の世論調査データ

によると、企業活動に対する行政面の障壁のうち主たるものは行政組織における不親切な対応、行政組織間の連携不足、不透明な事務処理、手続きに関する情報の不足、汚職である。また、企業は法案作成に関与したいと考えている。このため経済政策問題に関する政府と産業界の対話の構築を目的として、経済省では国民経済評議会（NEC）の下部組織として専門家評議会を99年以来設けている。NECは経済大臣を議長とし、ラトビアを代表する企業、公共・民間組織の経営者21人で構成されている。NECは政策策定の役割を担っており、経済政策の主要な方向性について助言を与え、戦略ペーパーやプログラムの勧告を行い、起草された法令を再吟味し、支援スキームやインセンティブの優先事項や目標を明らかにする。またNECはビジネス環境の向上に関する協議にも参加している。NECの活動を支えるため、19の分野別専門家評議会は担当分野についての勧告の作成や政策実施に向けた具体的な提案の用意、起草された法案や規則についての意見陳述を行っている。NECによって採択された決議は内閣と議会に送られる。このような協議プロセスによって、省庁間の調整や、ラトビア銀行・国税庁・国家企業登記所などとの連絡を図っている。

99年には代表的な外国の投資会社がラトビア外国投資家評議会（Foreign Investors' Council in Latvia）を設立し、政府と定期的な会合を行い、ビジネス環境の向上策を半期ごとに見直している。

欧州委は2001年のプロGRESS・レポートでラトビアのビジネス環境が向上しているという評価を下している。同レポートはさらに税制と通関手続の煩雑さについて言及し、加盟プロセスのさらなる促進とラトビアの企業に対する行政面の障壁撤廃の必要性を指摘している。

## 4．EU加盟についての政府見通し

政府は2004年の欧州議会選挙への参加を目指して、2002年末に交渉を終了することを公約している。ラーケン宣言では、EUが2004年までに新たに10カ国の加盟を承認するとしている。これを成功に導く前提条件は、加盟候補国が公約事項をタイムリーに達成することである。ラトビアの改革の現在の進捗状況に対する欧州委の評価は、ラトビアが2002年内に加盟条件に合致するという前向きな見通しを確認するものである。2000年2月に加盟交渉を開始して以来、2001年末までにラトビアはEU加盟交渉において23の交渉項目を完了している。現在交渉中の項目は、農業、税制、通信情報技術、地域政策、司法・内務、財政・予算規定である。

ラトビアは2002年上半期中に残りの交渉項目を完了する見込みである。ラトビアの交渉の進展は、その信頼性、現実性、公約の実施能力にかかっている。

## 5．EU加盟時期の政府見通し

2002年末にはEU加盟交渉が完了する見込みである。その後加盟合意文書が作成され、ラトビア議会と加盟国による批准の後、欧州議会で承認されることになる。加盟の最終段階においては、2003年8月23日にバルト3国で同時にEU加盟に関する国民投票が行われる可能性がある。政府は2004年にラトビアがEU加盟国になると見込んでいる。

## 6．プロGRESS・レポートに対する政府、経済界の反応

政府は欧州委によるラトビアのEU加盟のプロGRESS・レポートを好意的に評価している。レポートはラトビアの達成状況を示した上でEU加盟上の問題点が指摘されているので、今後の国内改革を促進するものとみられている。レポートの勧告は今後の改革におい

.....

て十分に考慮され、戦略プログラムに掲げられる。欧州委による評価は国家経済の発展の方向を検討する際に言及されている。

一方、企業はレポートをあまり重要なものとは考えていない。例えばラトビア工業連合会（Latvian Federation of Industry）のジクマニス会長は企業の多数意見として、実際にビジネスを行うためというよりはラトビアに関する一般的な情報の理解のために有用であるに過ぎないと評価している。同会長は欧州委による最近のプログレス・レポートが、国家全体の発展にとって重要な役割を果たす、工業の発展や科学に対する取り組みに十分焦点を当てていないと考えている。現在サービス部門の比重が圧倒的であることに鑑みれば、経済発展のためにはまず工業の発展に目を向ける必要があるとしている。

同様の視点は経済省顧問のクラスティンス氏からも提起されている。同氏によると、欧州委のプログレス・レポートはEUとしての意見を述べているだけで、問題とされている事項はラトビアではよく知られているものであるとしている。

エコノミストの視点はまた異なる。例えばラトビアの著名なエコノミストであるウルデイス・オシス氏は、プログレス・レポートによるラトビアの評価は、必ずしも政府のものと同じではないものの、正当であると確信している。

## 7. 貿易・投資システムの変化

政府は経済改革プログラムを実行し、市場経済の導入を継続的かつ着実に進展させてきた。ラトビアは99年に欧州委より十分機能する市場経済を有すると認められている。経済・金融政策の分野におけるEU法規との法制度の調整はほぼ完了している。

ラトビアの貿易政策は、グローバル化と経済の収斂化のもとで、EUの貿易政策を尊重した2国間および多国間合意に基づいてい

る。従ってラトビアの貿易政策はEUの共通安全保障政策および共通貿易政策と密接に関わっているといえる。

近年、ラトビアの国内市場を保護する強固な法的基盤が整備されてきており、EUの貿易保護関連法制の導入は完了している。2001年には、二重規制の導入問題が解決し、ラトビアがEU加盟後に第三国からの繊維・鉄鋼製品の輸入について二重規制が行えるようになった。

ラトビア議会はEUのイニシアチブのもと、特惠関税制度の導入に関する法案を現在検討している。これにより、ラトビアはいくつかの発展途上国との関係において、兵器を除く全製品に0%の関税率を適用することになる。

市場経済への移行を促すため、政府は経済における民間部門の役割を重視し、様々な経済部門で外国投資や競争の促進を図ってきた。外国投資を呼び込み、企業にとって魅力的な投資環境を確保するため、積極的に法整備を進めている。このような法整備には、様々な税制優遇措置、不動産の取得および活用、簡便な関税手続き、特別経済地区および自由港へのアクセス、ビザおよび就労許可に関する規制の改善といった、外国投資家が特に関心を有する分野が含まれている。

## 8. 近年の企業活動に関する法令、規則等の変化

ラトビアにおける企業関連法制の改善に資する主な動きの1つは商法の採択である。同法は、簿記および監査を除く全てのEU内の企業活動の原則を取り入れており、2002年1月1日より施行されている。これによってラトビアの企業環境の国際的調和と向上が保証されるものとみられる。

新しい競争法は2001年10月4日に採択され、2002年1月1日より施行されている。本法の目的は支配的地位の濫用防止、合併・買

収（民営化の過程で起こるものを含む）の規制、不公正な競争慣行の防止である。同法に対する違反の調査のため、独立した競争評議会と競争局が設立された。競争評議会は経済省への報告を行うが、経済省は評議会の調査や決定に影響を与えることはできない。ただし評議会の決定を不服として裁判を起すことは可能である。

ラトビアには他国と同様、複雑なインフラが必要なために競争が制限される、いわゆる自然独占の部門がある。2000年11月、ラトビア議会は公共サービス規制者法（Law on Regulators of Public Services）を可決した。同法のねらいは経済的に妥当な費用に対応した料金で、安全・良質な公共サービスを受ける機会を持続的に確保することにある。同法はまた、公共サービスに対する規制と適切な法的関係に関わる手続きを確立することで、規制部門において経済原理に基づいた競争の発展を促進するものである。同法の規定に基づき、2001年9月1日より公共サービス規制委員会（Public Services Regulation Commission）が国家規制部門における規制者としての役割を統一して担うことになった。

2002年1月1日には「自由港および特別経済地区における税制の適用に関する法律」が施行された。本法は自由港および特別経済地区における間接税と直接税の減免について規定を設け、また自由港および特別経済地区における国家社会保険負担金の支払い方法を定めている。ベンツピルス自由港、リガ自由港、レゼクネ特別経済地区、リエパヤ特別経済地区で活動を行う企業に対する主な減免内容は以下のとおりである。

特別経済地区で企業に供される石油製品の物品税を免除

付加価値税適用対象者によるリエパヤ特別経済地区の企業および同地区での建設サービスについて付加価値税を免除、また自由地区外での自由港・地域の運営に

かかる建設サービスについては2003年12月31日まで付加価値税を免除

不動産税の80～100%の還付

法人所得税の80%の還付

## 9．製品認証などのシステムの改善状況

ラトビアにおける製品認証システムの変更は、EU統一市場内の財とサービスの自由移動に関わる問題である。ラトビアは財の自由移動に関するEU法規の大部分を取り入れ、必要な認定・標準化・度量衡・市場監視機関のほぼ全てを確立している。財の自由な移動が意味することは、ラトビアの企業がEU全域でいかなる制限も受けずに自社の製品を売る機会が与えられるということである。ただしその企業はラトビアおよびEUの認証を受けていなくてはならない。逆にEUのメーカーは追加的な認証を受ける必要はない。ラトビアは認証・試験といった適合性評価を追加的に受けることなくEUへ財を輸出できるよう、適合性評価に関するEUとの協議を2000年に開始し、2002年5月に合意書を締結することが見込まれている。現在までに、ラトビアは本合意（適合性評価の範囲内の部門）に加えて、電気製品の安全性と電磁波シールド性、玩具、建設資材の3つの添付事項を起案した。現在、医薬品・身辺警護装置・エレベーター・機械工学・接触圧成形について交渉が進行中である。

EU標準規格への適合はスムーズに進んでいる。70%の標準規格は既に適合しており、見通しでは少なくとも80%の標準規格が2003年までに適合する予定である。顧客や共同事業者からの信頼確保に役立つことから、ラトビアでは自発的な標準規格化の動きが徐々に広がっている。

.....

## 10. 法・規則の施行により起こった変化

ラトビアで商法が施行されたことにより、共同経営（個人・有限会社）や資本会社などの形で、外国企業や個人がラトビアで企業を単独で設立、登記できるようになった。なお個人は独立実業家として行動することも可能となった。

同法が企業環境を向上させた他の例としては、取引や合意が代表権のない者により締結されたために無効と認定された場合について、相手方企業が保護されるようになったことである。同法は、企業の代表者であれば無制限に取引を締結できる権利があるが、その取引の責任の所在はその企業内の問題である、という立場を取っている。

商法ではさらに、固定資本の増減に関する情報を十分公開し、一般に公表する義務を規定することで、第三者や少数株主の保護を確保している。

## 11. 対内投資の阻害要因とされたシステムの变化

欧州委が2001年に発表した、99年以降の加盟候補国による企業家精神・競争力促進政策に関する報告書でも強調されているように、ラトビアでは企業環境の向上にむけ、透明性が高く効率的なメカニズムが設置されてきている。これは政府、外国投資家評議会および商工会議所などの他の経済団体との間で、法律や行政面での投資に関する障壁について定期的な協議を行うという形を取っている。こうした活動は99年2月2日に内閣により採択され、その後見直しを行った「企業環境向上のための行動計画」(Action Plan to Improve the Business Environment)にも反映されている。本行動計画は厳格な日程のもとで様々な省庁により実施される30の詳細項目から成る。これは2年に1度更新され、経済界に対

する政府の公約としての働きを有しており、その実施についてはラトビア開発庁が監視している。

このプロセスはいくつかの分野で具体的な成果を導いてきた。最近のものとしては国税庁内に不服申立機関が設立されたこと、国境警備と税関の責任の範囲がよりはっきりしたこと、不動産税を決定するための土地評価に係る情報がより明確になったことが挙げられる。今後の課題は残りの障壁のより詳細な分析と、本プロセスへの地元企業の参加を確保することである。その結果として、専門家団体（例：運輸業者団体、仲介人団体）の介入増、他の企業協議メカニズムとの調整強化、地方レベルへのプロセスの分権化といった傾向が見られる。

## 12. ラトビアの税制の变化

ラトビアはEUで規制されている税制上の問題について一部は既に調和を図っており、残りについても調和を公約している。ラトビアにおけるEUの要求基準への税制調和は、EUが規制している間接税（物品税、付加価値税、関税）の税率の引き上げ、新税の導入、および様々な税制優遇の適用の幅を狭めるような国家援助に対する条件の追加を意味する。ラトビア税法のEU要求基準への調和は、次のような変化を生み出した。

付加価値税の免税一部廃止。2003年以降、現在免税とされている財の一部に9%または18%の税率を適用。

物品税の税率引き上げ。2003年までに、ディーゼル燃料にかかる物品税が1,000リットル当たり現在の100ラツツ（1ラツツ=約210円）から130ラツツに、石油燃料は1,000キロ当たり5ラツツから7ラツツに引き上げられる。ガソリンは既に現在EU水準にある。アルコールにかかる物品税は既にEUの最低水準を超えている（エタノール100リットル当たり

EUは310ラツツ、ラトビアは550ラツツ)、ビールは2003年までに100リットル当たり現在の2~4.4ラツツから8.1ラツツに引き上げられる。タバコの物品税については、ラトビアはEUといかなる合意にも達しておらず、2010年までの経過期間が設けられるよう請求している。EUでは合計の税率が小売価格の57%を下回らないことになっているが、ラトビアではタバコ1,000本当たり5.1ラツツに固定されている。

関税はEUの要求水準に調整されている。EU加盟後に、ラトビアは追加的な農業関税を導入しなくてはならない。

政府により推進されている政策は、投資に対する追加的なインセンティブ(税制優遇や納税猶予)の導入、法人税や社会保険負担金などの負担軽減により、投資に有利な環境を提供することをねらいとしている。2002年1月1日よりラトビアの法人税はそれまでの25%から22%に軽減され、2004年までには

15%に軽減される。雇用者による社会保険負担金は、現在賃金支払コストの27%であるが、負担率が軽減され、また2003年より被雇用者と折半となることで、16%になる。

2001年1月1日より、1,770万ユーロ以上の投資を3年以内に行う外国投資家は投資金額の40%相当分まで法人税の納税猶予を受けることができる。ただしこの納税猶予を受けるには投資家の投資計画が政府に承認されなくてはならない。

さらに2001年6月6日より、ハイテク製品のメーカーに対する、30%の法人税払戻しが施行された。ただし当該企業がISO9001またはISO 14001の認証を得ていること、支援対象の製品が企業の売り上げの75%以上を占めていることが条件である。

これらの投資家に対するインセンティブ、税制優遇措置、企業環境の向上は、EU法への国内法制の調和を図ると同時に、ラトビアが企業および投資にとって安全かつ有益な場所であることを保証するものである。

---

## 急ピッチで進むEU加盟交渉(リトアニア) ~農地購入解禁と原発閉鎖が課題~

コペンハーゲン事務所

---

リトアニアのEU加盟交渉が急速に進展している。2000年2月15日の加盟交渉開始時に、サウダルガス元外相は「2002年までに加盟交渉を終了、2004年1月1日に正式加盟を実現する」と発言し、内外から「楽観的過ぎる」との批判を受けたが、現在の加盟交渉進捗状況からみて、この目標が実現される可能性が高くなってきた。

### 1. EU加盟交渉の進捗状況とプロセスレポートの評価

#### (1) 加盟交渉の進捗状況

リトアニアは、2000年2月15日にEU加盟交渉を開始した。2001年末時点、アキ・コミユノテルの31項目のうち、29項目について交渉を行っており、うち23項目が終了している。政府は、残っている交渉項目(農業、税制、エネルギー、地域政策、司法・内務、財



政・予算規定など)について2002年末までに交渉を終了し、2004年1月の加盟を実現したい意向である。

## (2) プロGRESSレポートの評価

EUの年次報告書であるPROGRESSレポートでリトアニアは、97年以来継続して政治基準を満たしているとの評価を得ている。経済基準に関しては、2000年の同レポートで初めて、「正常な市場経済が機能しているとみなすことができる」という評価を受けたが、2001年のレポートでは、「リトアニア経済は正常な市場経済である。現在実施している構造改革プログラムが継続すれば、近い将来EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力を確保できるであろう」という評価を得た。これによりリトアニアの市場経済への移行が確固となったことを示している。アキ・コミュノテルの採択・実施に関して2000年の同レポートでは「行政能力の強化では、予算の制限が支障になっている側面もあり、継続的により一層の努力が行われるべきである。」との評価であった。2001年の同レポートでも、「行政能力の強化では、2001年の行政構造の変革などは進展しているが、まだ必要な行政能力を得る過程にある」という評価であった。

このように、同国は加盟に向けて、着実に準備を行っているが、政治基準に関しては、汚職の問題において透明度の高い行政処理方法の確立など行政機構内の安定を図るための早急な対応、EU補助金の執行に関するさらなる改善がEUから求められている。

経済基準に関しては、近年上昇を続けている失業率(年平均:98年6.4%、99年8.4%、2000年11.5%、2001年12.5%)に対する労働市場の構造改革、エネルギー市場の再編成と自由化、金融仲介業、対内投資の活性化がEUから求められている。

## (3) PROGRESSレポートに対する政府・産業界の評価

### 政府の評価

外務省は、PROGRESSレポートが発表された翌日(2001年11月14日)に同レポートに対する見解を発表している。その見解では、「リトアニアの現在までの達成事項は、EU側で十分に認識されていることがわかる。政府は欧州委員会の指摘する未達成事項について十分認識しており、改善を行うべく最善を尽くしている。リトアニアの目標である2002年内に加盟交渉を終了し、2004年1月1日にEU加盟を実現する見込みである。リトアニアの経済が、近い将来EU域内の競争圧力に対応可能な能力を確保できるという欧州委員会の評価は、現政権・前政権の政策が肯定的な評価を受け、これからのEU加盟準備への原動力となるものである」と発表している。

それに加え、リトアニア政府EU加盟準備委員会(各省庁のEU加盟基準達成への取り組みをまとめる政府下に設置された機関)のパウクスニス副委員長に対しジェトロ・コペンハーゲン事務所が実施したインタビューでは「今回のPROGRESSレポートは今までの中で最も評価が高く、2002年中に加盟交渉を終了できる可能性が高いとするものである。未達成事項で改善の必要な点などは、事前に認識をもっていた。経済基準と行政能力に関する評価が良いものであったことは、喜ばしい」とのコメントを得た。また経済省へのインタビューでも同様の回答を得た。

### 産業界の評価

産業界の評価も政府と同様に好意的である。リトアニア産業連盟(主に製造業が加盟)のアレルーナス副事務局長に対しジェトロが実施したインタビューでは、「産業界は、今回のPROGRESSレポートを歓迎している。EU加盟は、産業界にとって非常に重要なものと認識している。EU加盟によりEUと強い

つながりを持つこととなり、企業はEUの巨大市場でビジネスチャンスを得ることができる。しかし、EUはサンタクローズのように単にプレゼントをリトアニアに運んでくれるものではなく、リトアニアは自分自身でチャンスを利用し成長していかなければならない。そのためにも、リトアニア企業の転換が必要である」とのコメントを得た。

### 専門家の評価

ヴィルニウス大学講師のチチンスカス氏は、「今回のレポートは評価が非常に肯定的である。2000年に初めて市場経済が機能していると評価されたリトアニア経済が、今回のレポートでは市場経済は継続して機能しているとされており、市場経済が確固としたものになったと理解できる。行政能力に関しては、既に必要な行政機関の設立は終了しており、これからの問題は、設立した機関をどのように機能させていくかにある。」とコメントした。

独立系シンクタンクであるリトアnian・フリー・マーケット・インスティテュートのヴィルピサウスカス政策アナリストは、「今回のレポートは、リトアニアに対する評価としては現在までで最も良かった。今回のレポートと2001年12月にベルギーのラーケンで開催された欧州理事会（EU首脳会議）の結果を踏まえると、リトアニアのEU加盟は予定通りに行われると考えられる。今回のレポートでは、加盟国の行政能力に評価の重点が置かれ始めたということが注目される。」とコメントした。

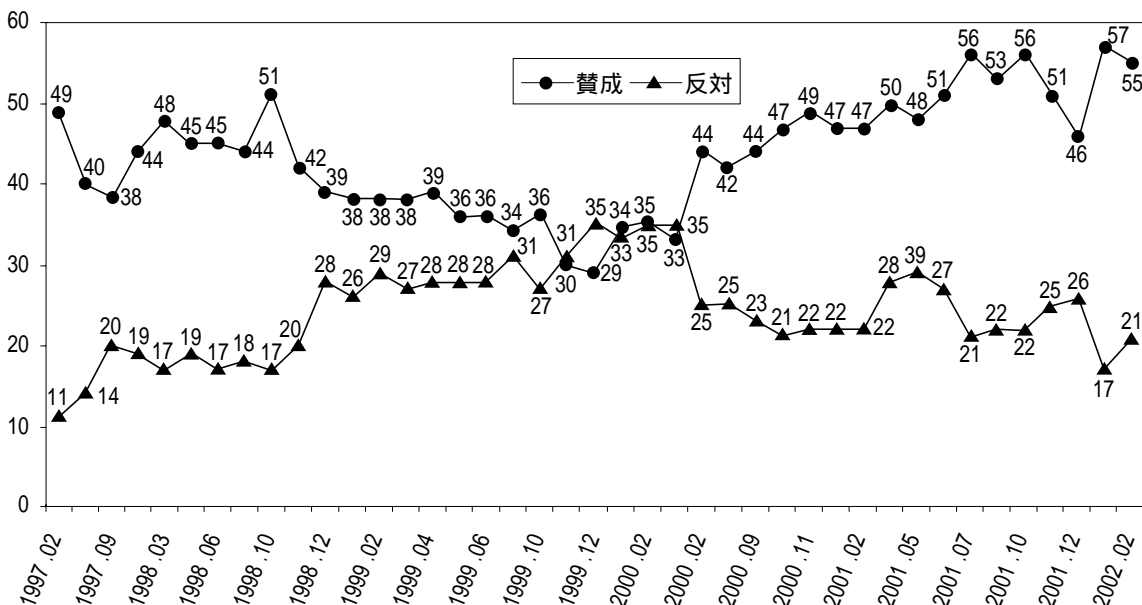
### 国民の評価

プログレスレポートに対する国民の評価に関する意識調査は実施されていない。そのため、チチンスカス氏とヴィルピサウスカス氏にコメントを求めたが、両者とも「マスメディアでの報道を見る限り、国民は満足しているようだ」とコメントしている。

国民のEU加盟への支持は、2000年半ば以

リトアニア国民のEUに対する姿勢の移り変わり（1997～2002年）

明日リトアニアのEU加盟批准に関する国民投票が行われた場合、賛成しますか、反対しますか？



出所：ヴィルモルス 2002年

降安定している。さらに、2001年半ば頃より、反対派は20%程度に定着したままで、賛成派が過半数を超えるという結果になっている。

これについてチチンスカス氏は、「EUに関する報道やキャンペーンなどにより、国民の間にEUへの理解が深まっている。これまで「わからない」と回答、または無回答であったグループの一部が、EU賛成派に回っている」と分析している。

## 2. 政府、産業界の加盟交渉に対する取組みと重点課題

### (1) 農業用地の外国人への売却

リトアニアでは外国人による商業目的の土地購入は認められているが、農地購入については憲法により禁じられている。これを外国人に開放することが、EU加盟交渉の農業項目の終了を左右する状況となっている。この変更には憲法の改正が必要となり、国会議員総数の4分の1以上または有権者30万人による賛成をもって、憲法改正案が国会に提出され総議員の3分の2の賛成で2度可決されなければならない。この2度の投票の間隔は最低3カ月が必要である。

2001年10月30日に国会に提出された改正案は、2002年1月15日に初審議が行われ、第1回の投票が同年1月25日に行われる予定であったが、国会で意見がまとまらず、結局、第1回投票は1カ月後に持ち越されることとなった。この原因のひとつとして、多くの農民によるロビー活動があげられる。農民の政治的影響力は大きいため、この憲法改正は難航する見通しである。

これに対し、リトアニアEU加盟準備委員会は「この憲法改正案は外国人の農地購入に対し、移行期間を設けて通過するであろう」と予測している。

この動きに対して、前述のヴィルピサウスカス政策アナリストは、「憲法改正を実現させるためには、外国人の農地購入に移行期間

を設けるのが現実的な方法であろう。しかし、この決定には、EU加盟とリトアニアの経済の再編に関して悪影響が出てくるであろう。EU加盟に関しては、既に資本の自由移動についての交渉を移行期間なしとして終了している。外国人の農地購入の解禁に関しては、農業項目だけではなく資本の自由移動にも影響するなど、解禁への移行期間設定が交渉進展に悪影響を与える可能性がある。経済面では、外国人の農地購入解禁により、問題となっている生産性の低い農業分野の改編を促進させると考えられる。既に農地を借入し、農業を始めている外国人投資家は存在する。外国人による農業分野への進出により同産業の生産性の向上をもたらすが、移行期間の設定によりこの動きが減速される恐れがある」とコメントしている。

### (2) イグナリナ原発問題

リトアニア国会は99年、イグナリナ原発の原子炉2基のうち1基を2005年までに閉鎖し、残り1基の将来の取扱いを2004年までに取り決めるとした。しかし、EUは残る1基の閉鎖を2009年までに行うように要求している。99年に決定された同国のエネルギープランは、2004年に改定される予定であったが、EUの要求に従い2002年中に改定され、残る1基の閉鎖も決定される見込みである。プラザウスカス首相は、2002年中に残る1基の取扱いを決定するとEUに対して約束をしている。

前出のEU加盟準備委員会・専門家は、「イグナリナ原発閉鎖はアキ・コミュニテールに含まれていないが、残る1基の閉鎖なしにEU加盟交渉は終了できない」と分析する。

一方、産業界は閉鎖に反対している。リトアニア産業連盟のアレルナス副事務局長は、「原発の閉鎖はリトアニアの重要な電力源を失うこととなり、産業界にとって大きな損失である。政府に対しロビー活動を行って

いる」とコメントした。

イグナリナ原発発電所長は、「政府が以前発表したように、残る1基は2012年頃まで稼働を続けるのが最善だと考える。閉鎖を2009年に行うとなると、閉鎖作業を急ぐ必要があり、そのような状況は事故発生の確率を高くする。また発電所の職員は、原発が閉鎖される際に職員への社会保障が行われる可能性が低いことなどから、彼らの勤務モラルが将来低下することも心配する」と地元英字紙にコメントしている。

イグナリナ原発は、ラトヴィア・ベラルーシ国境に近いヴィサギナスの町にあり、現在同国の電力の80%以上を供給している。さらに、余剰電力はラトヴィア、カリニングラード、ベラルーシなどへ輸出されている。

ヴィサギナスの住民の大部分は同原発の職員であり、その多くは原発が建設されたときにロシア、ベラルーシ、ウクライナなどから移住してきて人々でリトアニア語を話さない。原発閉鎖後のこの町の活性化のために、現在各種産業誘致活動が行われている。しかし、原発職員で他の職を見つけた者の流出がとまらず、また不動産価格も低下している。原発閉鎖後の高失業率やこの町の過疎化を防ぐための対策が必要となっている。

### (3) 国営企業の民営化

リトアニアでは2001年、842の国営企業または国有不動産が売却され、4億6,800万リタスの歳入があった。中小の国営企業の民営化はほとんど終了し、現在は大企業民営化が行われており、国営企業の民営化は最終段階にある。

セーピングバンク（リトアニア最大のリテール銀行）の民営化は、2000年10月の入札に唯一参加したハンザバンクと交渉が進められていた。しかし、ハンザバンクの株式を56%所有するスウェーデンのフォイーグス・スパーバンケンとスカンディナヴィスカ・エン

スキルダ・バンケン（リトアニア最大の銀行ヴィリニウスバンクスの株式を約98%所有）が合併の予定を発表したため、国内での同2行からなる新銀行の市場占有率に関わる問題から交渉が一時中断していたが、結局ハンザバンクがセーピングバンクの株式90.73%を1億9,040万リタスで購入した。

2001年5月には、リトアニア国営海運会社の株式76.36%をデンマークのDSDFトアラインが、1億9,040万リタスで購入した。最後の国営銀行となったアグリカルチュラルバンクの株式76.01%は、既に99年9月と2000年5月に2度の入札が行われたが、入札額が低すぎたこと、最低入札額を満たした銀行との交渉決裂により、民営化は失敗に終わっていた。3度目の入札は2001年8月に行われ、ドイツのノルドドイッチェ・ランデスバンクが入札に成功し、2001年の12月に交渉が開始され、2002年2月18日に76.01%の株式が7,100万リタスで合意し、これを以って同国の国営銀行の民営化は完全に終了した。この売却合意の発表は非常に好意的に受け止められており、リトアニア中央銀行レイノルディユス・サルキナス総裁は、「リトアニアの主要貿易相手国であるドイツの著名な銀行への売却は非常に喜ばしい。今回の売却により、北欧勢が優勢であるリトアニアの金融業界に、ドイツの銀行が参入することになり、業界にバランスがとれるのではないかと地元紙にコメントしている。

97年に発表された戦略的民営化案件（大企業民営化案件）の14件のうち、残る案件は、リトアニア航空のみとなった。2001年11月には同社の民営化アドバイザーとして、ドイツのインデコン・コンサルティングが選定された。2001年9月の米国テロ事件以降の世界の航空会社の経営状態の悪化より、民営化には時間を要するようである。ヴィルニウス大学講師のチチンスカス氏からも、「リトアニア航空の民営化は、一時中断している」

とのコメントを得た。2002年2月27日付けデンマークの経済紙ビューアセンによれば、民営化はこの春に開始される見込みで、民営化されるのは株式の49%分と見込まれている。

EUからも指摘を受けているエネルギー分野の民営化も準備が進みつつある。リトアニア国営ガス会社の民営化プランが、2001年11月14日国会で承認を受けた。2002年の第2四半期に、同社の株式34%を西欧の戦略的投資家に売却するために、入札が実施される。この戦略的投資家が決定した後、ガスの供給会社へ株式の30%が売却される予定。

電力分野では、企業規模が非常に大きいため現在3社（発電1社、送電2社）の再編成を行っている。送電2社は、それぞれリトアニアを地理的に東西に分割し、各地域を担当する。EU加盟準備委員会のパウンスニス副委員長によれば、各社の民営化はイグナリナ原発の残る1基の閉鎖時期が決定され新エネルギープランが制定される2002年下半年以降になるとのことである。

### 3. ビジネス環境の変化

#### (1) リタスを米ドルペグからユーロペグへ

中央銀行は99年10月31日、「固定為替制の基準通貨を米ドルからユーロとドルの通貨バスケット制にせず、ユーロとする最終決定を2001年の後半に行う」と発表した。2001年4月5日に基準通貨変更法案が国会を通過し、同年6月28日に2002年2月2日から基準通貨としてユーロを採用することが正式に発表された。2002年2月2日の基準通貨ユーロの導入時には通貨の切上げ・切下げを全く行わず、同年2月1日の欧州中央銀行ドル・ユーロ為替レートと今までの1ドル=4リタスを用いて新レートの換算が行われ、新レートは1ユーロ=3.4528リタスとなった。

今回の変更で懸念される点としては、リトアニアの主要産業の1つである石油精製・エネルギー産業への影響である。同産業の輸出

入は基本的にドルによって決済が行われており、今回の基準通貨変更により今後はドル・ユーロの為替相場の変動による影響を受けることになる。一方、EU諸国・EU加盟候補国への輸出を中心に行う企業にとっては朗報である。近年のドル高がリトアニア製品の国際競争力を低下させたため、輸出企業は非常に厳しい状況にあった。同国の輸出は対EU諸国・EU加盟候補国の割合が増えてきており、両地域への輸出は2000年、総輸出額の54.9%となっている。両地域に輸出を行う企業は、変更以降為替相場の変動の心配がなくなり、さらに輸出割合が増えるものと見込まれる。

また、基準通貨のユーロへの変更は、将来的な欧州通貨統合参加にむけての準備にもなる。ユーロとリトアニアリタスの為替レートを固定することで、他の基準を満たすことに専念することができる。

中央銀行サルキナス総裁は、ユーロ導入は早くも2007～2008年になる見込みであると発言している。

#### (2) 投資優遇措置の変更

同国では現在、フリーエコノミックゾーン（FEZ）を除いて外資のみを対象とした投資インセンティブは存在しない。経済省に行ったインタビューによると同ゾーンは現在稼働しておらず、クライペダのフリーエコノミックゾーンは2002年3月より、カウナスは2002年末より実質稼働し始め、廃止の予定はないとのことである。

法人への課税に関する法改正が2001年12月に行われており、2002年1月1日から施行されている。今回の改正により、法人所得税率は24%から15%に引き下げられた。また小企業については、2001年までは従業員数50人未満、年間総売上が100万リタス未満の企業に対して税率15%であったが、2002年より10人未満の従業員、年間総売上が50万リタス未満の企業に対し税率13%を適用することとなっ

た。配当送金への源泉徴収税が現行の29%から2003年1月1日より15%に引き下げられる。また受け手側が、当該リトアニア企業の株式の10%以上を所有する場合、無税となる。一方、再投資・固定資産への投資に対する税免除は廃止された

2002年の半ばには、新しい投資インセンティブが施行される予定であるが、現在法案作成中で詳細は明らかになっていない。大きな流れとしては、外国と国内の投資家を同等に扱うという基本姿勢のもとに投資インセンティブが作成されると経済省からコメントを受けた。

今回の税制度変更についてリトアニア産業連盟は「法人所得税の税率引き下げは歓迎するが、再投資・固定資産への投資に対する税免除が廃止されたことは非常に残念である。外国投資家が、この税免除の必要性はあまりないと政府に回答したために廃止されたが、これはリトアニア企業の設備投資へ大きく影響すると考えられる。この事例からわかる通

り、リトアニアで外国投資家は非常に優遇されている。現在は外国投資家と国内投資家の同等な取扱いに向けて、政府と会合をもっている」とコメントしている。

### (3) EU加盟による関税率が貿易に与えるインパクト

リトアニアは現在、EU加盟に向けた関税率の調整を行っている。外務省は、リトアニアの関税率がEU関税率と均一となることにより、EU圏外で貿易関係の深い13カ国（日本、米国、カナダ、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、ウズベキスタン、カザフスタン、中国、インド、マレーシア、台湾、イスラエル）に与える影響について調査を実施した。

最も大きな打撃を受けるのは、現在リトアニアが自由貿易協定を締結しているウクライナである。EUへの加盟が実現した場合、ウクライナとの自由貿易協定は失効するためである。

（猪木 祥司）

EU拡大交渉進捗状況（2002年3月26現在）

	ブルガリア	キプロス	チェコ	エストニア	ハンガリー	リトアニア	ラトビア	マルタ	ポーランド	ルーマニア	スロベニア	スロバキア	
1	モノの自由移動		×	×	×	×	×	×	×		×	×	
2	人の自由移動		×	×	×	×	×	×	×		×	×	
3	サービスの自由移動	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	
4	資本の自由移動	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	
5	会社法	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
6	競争政策				×	×	×				-	×	
7	農業									-			
8	漁業	×	×	×	×	×	×			×	×	×	
9	運輸政策		×		×	×	×	×			×		
10	税制			×		×	×		×		×	×	
11	経済通貨同盟 (EMU)		×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	
12	統計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
13	社会政策・雇用		×	×	×	×	×	×	×		×	×	
14	エネルギー		×	×		×		×	×		×	×	
15	産業	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	
16	中小企業 (SMEs)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
17	科学・研究	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
18	教育・訓練	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
19	通信・情報技術	×	×	×	×	×		×	×		×	×	
20	文化・オーディオビジュアル	×	×	×	×		×	×	×		×	×	
21	地域政策												
22	環境		×	×	×	×	×		×		×	×	
23	消費者保護	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
24	司法・内務		×	×	×			×		-	×		
25	関税同盟		×	×	×	×	×		×		×	×	
26	対外関係	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
27	共通外交・安全保障政策 (CFSP)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
28	財務管理		×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	
29	財政・予算規定									-			
30	機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
31	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		14	24	24	24	24	24	23	21	22	9	26	23

× … 交渉が終了。

… 交渉中のもの。

× … 暫定的に交渉が終了(3月21日時点)。6月のEU閣僚理事会で正式に合意。

- … 交渉未開始

出所：欧州委ホームページより作成